

南アルプス市
第7期障害福祉計画
第3期障害児福祉計画

令和6年3月

南アルプス市

目次

第1章 計画の概要	- 1 -
1 計画の位置づけ	- 1 -
2 計画の期間	- 2 -
3 障害者（児）の概況	- 2 -
4 計画の基本方針	- 3 -
5 計画の策定体制及び推進体制	- 5 -
第2章 障害福祉計画の目標	- 6 -
1 施設入所者の地域生活への移行	- 6 -
2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	- 7 -
3 地域生活支援拠点等が有する機能の充実	- 9 -
4 福祉施設から一般就労への移行等	- 10 -
5 障がいのある子ども支援の提供体制の整備等	- 12 -
6 相談支援体制の充実・強化等	- 14 -
7 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	- 16 -
8 発達障害者等に対する支援	- 17 -
第3章 サービスの見込量と確保のための方策	- 18 -
1 訪問系サービス	- 18 -
2 日中活動系サービス	- 21 -
3 居住系サービス	- 27 -
4 相談支援	- 29 -
5 障害児通所支援	- 31 -
6 地域生活支援事業	- 35 -
資料編	
1 アンケートの調査結果	- 39 -
2 南アルプス市障害者自立支援協議会障害福祉計画部会 名簿	- 51 -
3 計画の策定経過	- 51 -
4 障害者総合支援法等に基づく福祉サービス体系（図）	- 52 -

第1章 計画の概要

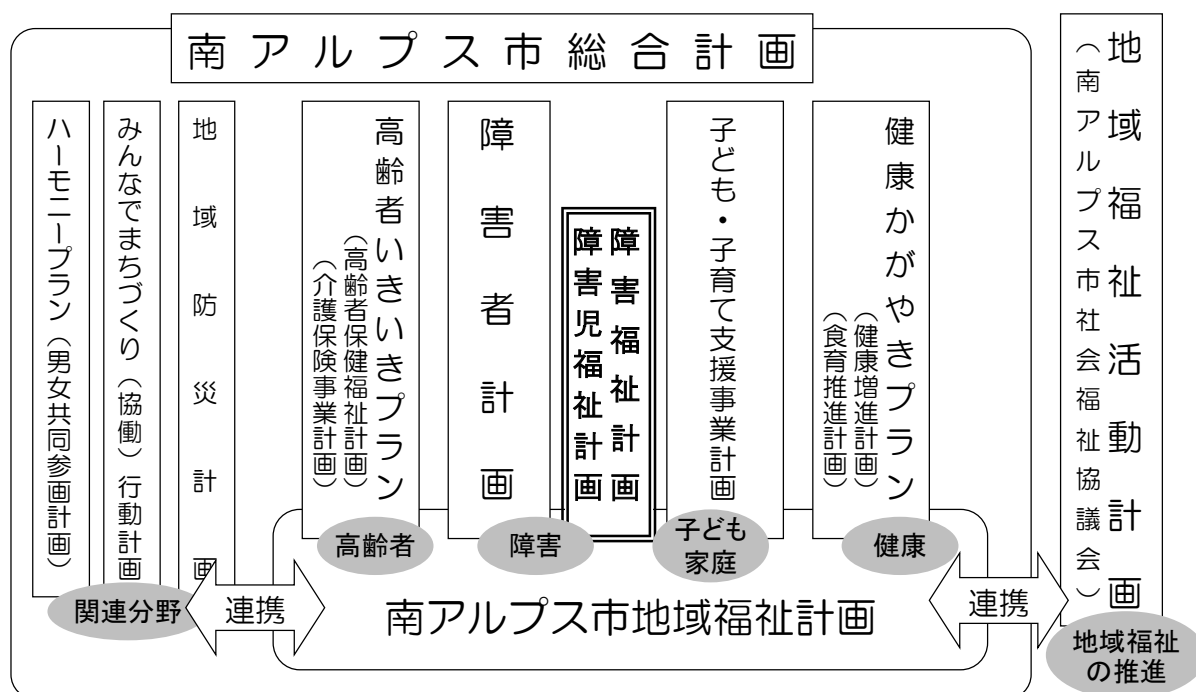
1 計画の位置づけ

南アルプス市第7期障害福祉計画は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）第88条の規定による「市町村障害福祉計画」です。

また、南アルプス市第3期障害児福祉計画は、児童福祉法第33条の20の規定による「市町村障害児福祉計画」です。

本市における障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業並びに障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に関する目標と、各年度における障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の種類ごとの必要な量の見込み及びその見込量の確保のための方策、地域生活支援事業の実施に関する事項を定める計画です。障害者総合支援法第87条第1項の規定による国の基本指針（障害福祉計画及び障害児福祉計画策定にあたって基本となる理念、サービス見込量の考え方、計画的な基盤整備を進めるための取組などを国が定めたもの）に沿って策定するものです。

本市の障害者施策に関する基本的な計画である「南アルプス市障害者計画」の基本理念及び基本目標を踏まえるとともに、上位計画である「南アルプス市総合計画」や「南アルプス市地域福祉計画」などと整合性を図りながら、策定及び推進するものです。



2 計画の期間

この計画は、令和6年度から令和8年度までの3カ年計画です。

なお、制度改正及び社会情勢の変化などを踏まえ、必要に応じて見直しを行うこととします。

計画(年度)		H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
総合計画		第2次(H27～R6)											
地域福祉計画		第3次					第4次						
各 部 門 計 画	高齢者いきいき プラン	高齢 介護	第5期		第6期		第7期		第8期				
			第6期		第7期		第8期		第9期				
	障害者計画		第3次					第4次					
	障害福祉計画		第4期			第5期		第6期		第7期			
	障害児福祉計画					第1期		第2期		第3期			
	子ども・子育て 健康かがやき プラン		健康 食育	子ども・子育て支援事業計画				第2期					
				第2次		第3次(～R11)							
				第1次		第2次(～R11)							
地域自殺対策計画							第1期						
地域福祉活動計画(社協)		第3次					第4次						

3 障害者(児)の概況

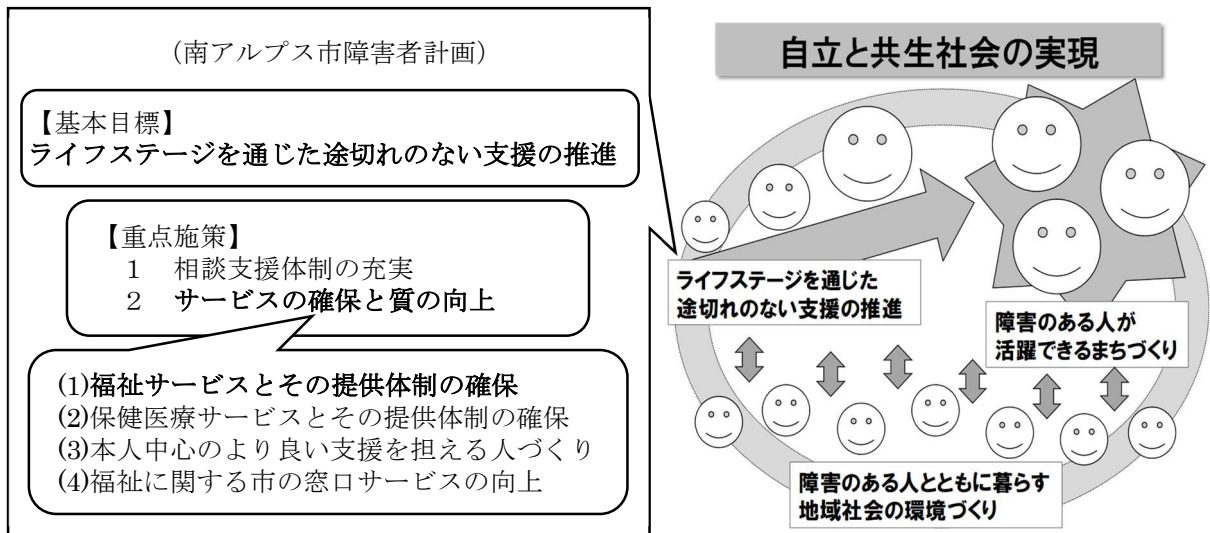
令和5年度における南アルプス市の障害者手帳交付者数は延べ3,724人で令和3年度と比較して290人減少しています。内訳は、身体障害者福祉手帳交付者が2,359人で全体の63.3%、療育手帳交付者が590人で15.8%、精神障害者保健福祉手帳交付者が775人で20.8%となっています。

◆南アルプス市の障害者手帳交付者数(各年度4月1日現在)(単位:人)

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	増減数 令和3年度→ 令和5年度
身体障害者福祉手帳	2,695	2,637	2,359	△336
療育手帳	590	606	590	0
精神障害者保健福祉手帳	729	750	775	46
合計	4,014	3,993	3,724	△290

4 計画の基本方針

この計画は、第4次南アルプス市障害者計画の基本理念「自立と共生社会の実現」のもと、基本目標「ライフステージを通じた途切れのない支援の推進」の重点施策「サービスの確保と質の向上」の具体的な進捗に関わるものです。



その推進に当たっては、障害者総合支援法及び南アルプス市障害者計画の基本理念、また、国の基本指針に基づき、南アルプス市第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画は、次に掲げる基本方針に沿ってサービスの提供につとめます。

(1) 利用者の自己決定と自己選択の尊重

障がいのある人の権利擁護の観点に立ち、利用者の自己決定・自己選択に基づいて、ニーズに応じたサービス提供ができるよう体制の整備を図ります。障がいのある人が必要な障害福祉サービス等の支援を受けながら、希望する住まいや就労、教育、保育などの機会が保障され、自立と社会参加を実現していけることを基本とし、障がいのあるなしに関わらず、誰もが認めあい支えあう共生社会を目指します。

(2) 希望するサービス・必要とするサービスの保障

障害の種別に関わらず、障がいのある人が必要とする訪問系サービスや希望する日中活動系サービスを身近な地域で利用できるよう、計画的にサービスの充実を図ります。障がいのある人の希望する暮らしを個別かつ包括的に捉え、サービス以外の様々な要素も考慮しながら、市民としての当たり前の暮らしを保障できる体制の整備を図ります。

(3) 入所等から地域生活への移行推進

障がいのある人も他の人と同じく地域で暮らしていくことを基本とし、入所・入院者の地域生活移行を推進します。現在地域で暮らす人や、今後高齢化に伴い生活環境の変化が見込まれる人も含め、障がいのある人やその家族が地域でそれぞれの豊かな人生を将来にわたって描けるよう、「親なきあと」や「緊急時」などの不安に対する具体的な安心材料として必要なサービスの充実につとめます。

(4) 福祉施設から一般就労への移行等の推進

障がいのあるなしに関わらず、すべての人が支えあう地域共生社会に向けて、福祉施設から企業等での就労（一般就労）への移行を推進します。すべての人は、誰かに支えられるだけでなく、誰かを支えたり役に立てたりする力や強みを持っています。働くことは、社会に生きるうえでの重要な手段であり権利です。福祉的就労や学齢期までの様々なサービスを通して、働ける将来を展望できるような体制の整備を図ります。

(5) 一人ひとりの生活から地域全体まで課題に対応できる重層的支援体制の確保

障がいのある人やその家族からの相談を広く受け止め、サービスに限らず早期に必要な支援ができるよう、基幹相談支援センターを中核とする障害者相談支援体制を一層強化します。一人ひとりの希望する暮らしをオーダーメイドで支援する相談支援専門員や、その実践を支えるサービス提供事業所の人材育成、多機関・多職種や地域住民との協働、新たな資源の創出など、自立支援協議会の機能を最大限活用した取り組みを進め、本人中心のより良い支援、途切れのない支援のさらなる推進を図ります。

(6) 障がいのある子どもの健やかな育成のための発達支援

障害児支援を行うにあたっては、本人の最善の利益を考慮しながら、障がいのある子どもの健やかな育成を支援することが必要です。このため、本人及びその家族に対し、障がいの疑いがある段階から身近な地域で支援できるように、質の高い専門的な発達支援を行う障害児通所支援等の充実を図るとともに、県の支援等を通じて引き続き障害児支援の均てん化を図ることにより、地域支援体制の構築を図ります。

また、本人のライフステージに沿って、地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、途切れのない支援を提供する体制の構築を図ります。

さらに、障がいのある子どもが障害児支援を利用することにより、地域の保育、教育等の支援を受けられるようにすることで、障がいの有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるインクルージョンの考え方にに基づき、地域社会への参加を推進します。

加えて、人工呼吸器を装着しているなど日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児（以下「医療的ケア児」といいます。）が保健、医療、障害福祉、保育、教育等の支援を円滑に受けられるようにする等、専門的な支援を要する者に対して、各関連分野が共通の理解に基づき協働する包括的な支援体制の構築を目指します。

(7) 障害福祉人材の確保

障がい者の重度化・高齢化が進む中で、将来にわたって安定的に障害福祉サービス等を提供し、様々な障害福祉に関する事業を実施していくためには、提供体制の確保と併せてそれを担う人材を確保していくことが必要です。そのためには、専門性を高める研修の実施、多職種間の連携の推進、障害福祉の現場が働きがいのある魅力的な職場であることの積極的な周知・広報等について関係機関等と協力して取り組みます。

(8) 障がい者の社会参加を支える取組

障がい者の地域における社会参加を促進するためには、障がい者の多様なニーズを踏まえて支援すべきです。

特に、障がい者による文化芸術活動の推進に関する法律を踏まえ、障がい者が文化芸術を享受鑑賞し、又は創造や発表等の多様な活動に参加する機会の確保等を通じて、障がい者の個性や能力の発揮及び社会参加の促進を図ります。

また、読書を通じて文字・活字文化の恩恵を受けられるような社会の実現のため、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律を踏まえ、視覚障害者の読書環境の整備を計画的に推進します。

なお、県では手話言語に対する理解を深め、障がいのある人もない人も、安心して暮らすことができる共生社会の実現を目指し、令和5年3月24日に「山梨県手話言語条例」が施行されました。

5 計画の策定体制及び推進体制

この計画の策定にあたり、障害者自立支援協議会に専門部会「障害福祉計画部会」が設けられ、策定作業が進められました。障害福祉サービス等に従事する人から出された、福祉サービスや地域生活に対する意見を反映しながら計画案をまとめ、南アルプス市障害者施策推進協議会における審議を経て策定を行いました。

計画の推進にあたっては、関係機関で数値目標を共有するとともに、目標の達成に向けた方策や新たな課題から生じる施策の必要性などについて、障害者自立支援協議会で協議し、具体的な取り組みを通じて、計画の効果的な推進につとめます。

また、障害者施策推進協議会では、各年度の進捗状況・達成状況の点検・評価を行います。

第2章 障害福祉計画の目標

この計画の策定にあたっては、国の基本指針及び前述した本計画の基本方針に基づき、令和8年度を目標年度として次の事項について目標値を設定し、また、これらの目標を達成するために各年度の必要な量等を活動指標として設定します。

なお、設定にあたってはより実効性のある計画とするよう、これまでの実績及び本市の実情を踏まえて設定します。

1 施設入所者の地域生活への移行

自らの選択により、自分らしい地域での生活ができるよう入所施設から一般住宅やグループホーム（GH）など地域生活への移行を推進します。

これまでの本市の実績や、受け皿となる社会資源の整備状況、地域移行の一方で新たに入所を希望する人もいることなどを踏まえ、令和8年度末までに地域生活へ移行する人の目標を5人、入所者数の削減の目標を4人とします。

項目	目標	考え方
地域生活者移行数 ※令和8年度末までに、 一般住宅やグループホーム等へ移行する人の数	5人	【国の基本指針】 令和4年度末時点の入所者数の6%以上が地域生活へ移行（第6期計画までの未達成分を加えた割合以上） ○令和4年度末時点の入所者数 77人 ○上記の6%に相当する人数 5人 (計) <u>5人</u> (第6期計画までの未達成分 0人)
施設入所者数削減数 ※令和8年度末時点の施設入所者数削減	4人	【国の基本指針】 令和4年度末時点の施設入所者数から5%以上を削減（第6期計画までの未達成分を加えた割合以上） ○令和4年度末時点の入所者数 77人 ○上記の5%に相当する人数 4人 (計) <u>4人</u> (第6期計画までの未達成分 0人)

2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障害のある人が地域の一員として、安心して自分らしい生活を送ることができるよう、地域の人たちの協力を得ながら、差別や偏見のない地域社会づくりを進めていくため、保健・医療・福祉関係者等による協議の場を、自立支援協議会の地域移行部会が担う体制を整えました。

今後も、あらゆる人が共生できる包摂的な社会の実現に向けた取組の推進をしていくため、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築の、協議の場の開催数・参加者数・目標設定及び評価の実施回数、精神障害者の地域移行支援・地域定着支援・共同生活援助・自立生活援助・自立訓練（生活訓練）の利用者数の見込みを活動指標として設定します。

保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置に関する活動指標

区 分		令和4年度 (実績)	令和5年度 (見込)	令和6年度 (見込)	令和7年度 (見込)	令和8年度 (見込)	
1年間の開催回数		12回	12回	12回	12回	12回	
保健、医療（精神科医療機関、精神科以外の医療機関別）、福祉、介護等の関係者の参画の有無		14人	14人	14人	14人	14人	
内 訳	保健	1人	1人	1人	1人	1人	
	医療	精神科	2人	2人	2人	2人	2人
		精神科以外の医療機関	0人	0人	0人	0人	0人
	福祉	9人	9人	9人	9人	9人	
	介護	1人	1人	1人	1人	1人	
	当事者	1人	1人	1人	1人	1人	
	家族	0人	0人	0人	0人	0人	
	その他	0人	0人	0人	0人	0人	
協議の場における目標の設定状況		4項目	4項目	4項目	4項目	4項目	
協議の場における評価の実施状況		12回	12回	12回	12回	12回	

精神障害者における障害福祉サービス種別の利用に関する活動指標

区 分	令和4年度 (実績)	令和5年度 (見込)	令和6年度 (見込)	令和7年度 (見込)	令和8年度 (見込)
地域移行支援	1人	1人	2人	2人	2人
地域定着支援	7人	7人	8人	8人	8人
共同生活援助	27人	28人	29人	30人	31人
自立生活援助	14人	14人	15人	15人	15人
自立訓練(生活訓練)	6人	6人	7人	7人	7人

3 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

施設や病院からの地域生活移行や、障がいのある人の高齢化・重度化やいわゆる「親なきあと」の暮らしを支えるため、地域生活に対する安心感を担保し、自立した生活を希望する者に対する支援等を進めるため、地域生活支援拠点等を令和元年度に整備し、令和2年度から運用を始めました。さらなる市内での拠点登録事業所が増えていくよう努めていきます。

今後も、拠点等の機能の充実のため、コーディネーターの配置数や機能の充実に向けた検証及び検討の実施回数について、年間の見込み数を活動指標として設定します。

また、強度行動障害を有する方に関して地域の関係機関と連携した支援体制の整備を進めていきます。

地域生活支援拠点等に関する活動指標

区 分	令和4年度 (実績)	令和5年度 (見込)	令和6年度 (見込)	令和7年度 (見込)	令和8年度 (見込)
地域生活支援拠点等のコーディネーターの配置人数	0人	0人	1人	1人	1人
地域生活支援拠点等の機能の充実に向けた検証及び検討の年間の実施回数	5回	5回	5回	5回	5回

4 福祉施設から一般就労への移行等

就労支援の強化は障害者総合支援法の制定以来一貫して掲げられる重要な柱です。本市の障害者計画でも「働けるまちづくり」を重点施策としており、この計画でも福祉施設から一般就労への移行等を推進します。

福祉施設利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて一般就労移行する者数については、令和8年度中に7人、この内、就労移行支援事業を通じて一般就労に移行する者は2人、就労継続支援A型を通じて一般就労に移行する者は3人、就労継続支援B型を通じて一般就労に移行する者は2人とすることを目標とします。

また、障がい者の一般就労への定着も重要であることから、令和8年度の就労定着支援事業の利用者数を3人、就労定着率7割以上の事業所数を3カ所とすることを目標とします。

市内の就労系の事業所の横のつながりを強化するため障害者自立支援協議会就労事業所共有会議において、連携強化の貴重な場として活動を行っており、一般就労へ向けた取組が始まっています。市もこのような事業所の取組に協力していき、目標の達成に向け取り組んでいきます。また、市内に就労定着支援事業所が無い場合、就労系事業所や障がい者就業・生活支援センター等と連携を強化していきます。就労移行及び就労定着支援についても行ってもらえるよう働きかけていきます。

項目	目標	考え方
就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者	7人	【国の基本指針】 令和3年度の移行実績の1.28倍以上 ○令和3年度移行者数 2人 上記の1.28倍以上に相当する人数 7人
就労移行支援を通じて一般就労に移行する者	2人	【国の基本指針】 令和3年度就労移行支援の移行実績の1.31倍以上 ○令和3年度就労移行支援移行者数 0人 上記の1.31倍以上に相当する人数 2人
就労継続支援A型を通じて一般就労に移行する者	3人	【国の基本指針】 令和3年度就労継続支援A型の移行実績の1.29倍以上 ○令和3年度就労継続支援A型移行者数 2人 上記の1.29倍以上に相当する人数 3人
就労継続支援B型を通じて一般就労に移行する者	2人	【国の基本指針】 令和3年度就労継続支援B型の移行実績の1.28倍以上 ○令和3年度就労継続支援B型移行者数 0人 上記の1.28倍以上に相当する人数 2人
一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所数	3カ所	【国の基本指針】 就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用修了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を全体の5割以上とする。 ○令和4年度末事業所数 5カ所
就労定着支援事業の利用者数	3人	【国の基本指針】 令和3年度就労定着支援事業の利用実績の1.41倍以上 ○令和3年度就労定着支援事業利用者数 2人 上記の1.41倍以上相当する人数 3人
就労定着率が7割以上の事業所数	3カ所	【国の基本指針】 令和8年度における就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割事業所を2.5割以上とする。 ○令和4年度末事業所数 10カ所

5 障がいのある子ども支援の提供体制の整備等

障がいのある子ども一人ひとりの健やかな育成を支援するとともに、障がいのあるなしに関わらずすべての子どもがともに過ごし育ちあう地域社会の構築に向けたサービス提供体制の整備を計画的に推進します。本市の障害者計画にも掲げる「ライフステージを通じた途切れのない支援」の実現を目指します。

児童発達支援センターは、圏域内に3カ所設置され、保育所等訪問支援を市内で利用できる体制は構築できていますが、地域支援体制の充実を図るため、令和8年度までに市内に2カ所、児童発達支援センターを新たに設置することを目標とします。

主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所を6カ所、放課後等デイサービスを10カ所、それぞれ圏域内に設置することを目標とします。

また、日常生活で医療的ケアを必要とする子ども（医療的ケア児）が適切な支援を受けられるように、国の指針では、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を令和8年度末までに設置することが目標となっています。現状、中北圏域の協議の場に参加し、令和2年度に市単独の協議の場となる自立支援協議会子ども部会も設置しました。

今後、協議の場での、各関連分野が共通の理解に基づき協働する総合的な支援体制の構築を推進していきます。加えて、医療的ケア児に対する総合的な支援体制の構築に向けて、関連分野の支援を調整するコーディネーター2名の配置を見込みます。このコーディネーターは、医療的ケア児が必要とする多分野にまたがる支援の利用を調整し、総合的かつ包括的な支援提供につなげるとともに、協議の場に参画し、医療的ケア児に対する支援のための地域づくりを推進するといった役割を担います。

また、乳幼児期・学齢期・成人期の各段階において、県の医療的ケア児支援センターとの連携、病院や事業所との調整や連携を図り、併せて地域の医療的コーディネーターとの協働を推進していきます。

項目	目標	考え方
児童発達支援センター設置数	5カ所	【国の基本指針】 児童発達支援センターを各市町村又は圏域内に少なくとも1カ所以上設置する。 ○令和3年度末事業所数 中北圏域内 3カ所 うち南アルプス市内 0カ所

主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所数	6カ所	<p>【国の基本指針】</p> <p>令和8年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所を各市町村及び圏域に少なくとも1カ所以上確保する。</p> <p>○令和3年度末事業所数</p> <p>中北圏域内 5カ所</p> <p>うち南アルプス市内 0カ所</p>
主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所数	10カ所	<p>【国の基本指針】</p> <p>令和8年度末までに、主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所を各市町村及び圏域に少なくとも1カ所以上確保する。</p> <p>○令和3年度末事業所数</p> <p>中北圏域内 9カ所</p> <p>うち南アルプス市内 1カ所</p>
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場	市単独、圏域ともに設置済み	<p>【国の基本指針】</p> <p>令和8年度末までに各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設置する。</p> <p>○令和2年度に南アルプス市自立支援協議会内に子ども部会を設置。子ども部会がこの機能を有する。</p>

医療的ケア児の支援に関する活動指標

区分	単独／圏域	令和4年度 (実績)	令和5年度 (見込)	令和6年度 (見込)	令和7年度 (見込)	令和8年度 (見込)
医療的ケア児に対する関連分野支援を調整するコーディネーターの配置人数	単独設置	1人	1人	2人	2人	2人
圏域設置の場合、コーディネーターが担当する市町村を記載						

6 相談支援体制の充実・強化等

地域における相談支援体制について検証・評価を行い、総合的な相談支援体制、専門的な指導・助言及び人材育成等各種機能の強化・充実を行う機能を、基幹相談支援センターである南アルプス市障害者相談支援センターが担っています。相談支援に関しては、計画相談支援、地域相談支援、一般的な相談支援及び基幹相談支援センター等重層的な仕組みが構築されていくことを目指しています。

また、相談支援事業者等は、障がい者等及びその家族が抱える複合的な課題を把握し、家族への支援も含め、適切な保健、医療、福祉サービスにつなげる等の対応が必要であり、行政機関その他関係機関との連携につとめることが必要です。

さらに、基幹相談支援センター、指定特定相談支援事業所及び指定障害児相談支援事業所において地域の相談支援従事者の育成や支援者支援等を担う人材である主任相談支援専門員を計画的に確保するとともに、その機能を有効に活用することが重要です。

今後、更なる総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化のため、それぞれの活動数の見込みを活動指標として設定しました。

また、協議会における個別事例の検討等を通じて抽出される課題を踏まえて、地域の支援体制の整備の取組の活性化を図っていきます。

相談支援体制の充実・強化等に関する活動指標

区 分		令和4年度 (実績)	令和5年度 (見込)	令和6年度 (見込)	令和7年度 (見込)	令和8年度 (見込)
総合的・専門的な相談支援の実施	障害の種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の実施	あり	あり	あり	あり	あり
地域の相談支援体制の強化	地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	11件	11件	11件	11件	11件
	地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数 ※1	10件	10件	10件	10件	10件
	地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数 ※2	16回	16回	16回	16回	16回
	個別事例の支援内容の検証の実施回数	2回	2回	2回	2回	2回
	主任相談支援専門員の配置数	1人	0人	1人	1人	1人
協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善	相談支援事業所の参画による事例検討実施回数	24回	24回	24回	24回	24回
	協議会の参加事業者・機関数	4件	4件	4件	4件	4件
	協議会の専門部会の設置数	5件	5件	5件	5件	5件
	協議会の専門部会の実施回数	36回	36回	36回	36回	36回

※1 相談支援スキルアップ研修会、事例検討会を対象として算定しました。

※2 計画相談連絡会、途切れのない支援連携会議を対象として算定しました。

7 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

障害福祉サービス等の種類が多様化し、多くの事業者が参入する中、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組として、国の指針に基づく目標と、その達成に関する活動指標を設定します。

具体的には、県が実施する障害福祉サービス等に係る研修への市職員の参加を促す取組と、障害者自立支援審査支払等システム等での審査結果を分析して事業所や関係自治体と共有する取組をすすめ、障害者総合支援法の基本理念や目的に沿って、利用者が真に必要なとするサービスの提供ができる体制の構築を図ります。

項目	目標	考え方
研修参加を促す取組	実施済み	【国の基本指針】 令和8年度末までに、県が実施する障害福祉サービス等に係る研修へ市職員が参加します。
審査エラー内容分析結果を活用した取組	実施済み	【国の基本指針】 障害者自立支援審査支払等システム等での審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する取組を行います。

障害福祉サービス等の質の向上に関する活動指標

区分		令和4年度 (実績)	令和5年度 (見込)	令和6年度 (見込)	令和7年度 (見込)	令和8年度 (見込)
障害福祉サービス等に係る各種研修の活用	県が実施する障害福祉サービス等に係る研修への市職員の参加人数	10人	10人	10人	10人	10人
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	有無	無し	無し	無し	無し	有り
	実施回数	0回	0回	0回	0回	1回

8 発達障害者等に対する支援

発達障害者又は発達障害児（以下「発達障害者等」）の早期発見・早期支援には、発達障害者等及びその家族等への支援が重要です。市としては、保護者等が子どもの発達障害の特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ、適切な対応ができるよう、ペアレントプログラムやペアレントトレーニング等の発達障害者等及び家族等に対する支援体制を確保していくために市健康増進課が行っている「はぐくみ教室」の受講者延人数の見込みも活動指標として設定しました。

また、本人のライフステージに沿って、地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関の連携を図り、途切れのない一貫した支援を提供する体制の構築を図っていきます。

発達障害者等に関する活動指標

区 分	令和4年度 (実績)	令和5年度 (見込)	令和6年度 (見込)	令和7年度 (見込)	令和8年度 (見込)
ペアレントトレーニング やペアレントプログラム 等の支援プログラム等の 受講延人数	12人	15人	15人	15人	15人
はぐくみ教室の受講 延人数	156人	160人	160人	160人	160人

第3章 サービスの見込量と確保のための方策

前章の目標を踏まえ、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス（訪問系・日中活動系・居住系・相談支援）と児童福祉法に基づく障害児通所支援等及び地域生活支援事業について、この計画の各年度における見込量とその確保のための方策を定めます。

1 訪問系サービス

居宅介護

ヘルパーが居宅を訪問し、入浴、排せつ、食事の介助や掃除、洗濯、買い物の援助、通院介助等を行います。

	第6期計画期間の実績 (令和5年度は見込)			第7期計画期間の見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
時間	2,820	2,887	2,941	2,996	3,050	3,104
人	153	159	162	165	168	171

- ・過去3カ年で人数、利用時間ともに増加傾向です。利用者の高齢化、地域生活に移行する方や精神障害のある方の利用希望が増えていることを踏まえ、各年度の見込量を算定しました。
- ・在宅での多様なニーズに対応する中で、できないことを補うだけでなく、一人ひとりに応じた自立生活の実現を図る観点から1対1のきめ細かな支援をしています。家事援助や通院等介助では、介護保険で対応できない部分の利用希望も見られます。
- ・利用が集中する朝や夕方時間帯や、特に不足する男性ヘルパーをはじめとする提供体制の確保が、大半の事業所で課題となっています。事業者・従事者の連携や研修の場の創出、相談支援や医療など多職種の連携等により、地域として提供体制確保の支援につとめます。

重度訪問介護

重度の肢体不自由者、知的障害者、精神障害者で常に介護が必要な人に、ヘルパーが自宅で入浴、排せつ、食事の介助、外出時の移動支援などを総合的に行います。

	第6期計画期間の実績 (令和5年度は見込)			第7期計画期間の見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
時間	1,585	1,373	1,373	1,465	1,465	1,647
人	8	8	8	8	8	9

- ・過去3カ年で人数、利用時間ともにやや減少していますが利用時間の一人当たりの平均は横ばいです。家族等の介助者の高齢化や在宅生活を希望する人の新たな利用を見込み、各年度の見込量を算定しました。
- ・夜間・深夜も含めた長時間の利用を想定し、単身の在宅生活の選択を広げる重要なサービスです。見守りから医療的ケアまで一人ひとりの必要に応じた支援に継続して対応できるよう、居宅介護と同様、提供体制確保につとめます。
- ・身近な方が支援者となれる重度訪問介護従業者養成研修の周知を図っていきます。

同行援護

視覚障害のある人で移動が著しく困難な人に、外出時に同行して、移動に必要な情報提供や移動の援護を行います。

	第6期計画期間の実績 (令和5年度は見込)			第7期計画期間の見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
時間	101	96	100	100	100	100
人	9	9	9	9	9	9

- ・過去3カ年で人数、利用時間ともに横ばいです。これを踏まえ、今後の3カ年も令和4年度の同様の人数、時間数を見込量として算定しました。
- ・視覚障害のある人の外出を保障する重要なサービスであり、一層の活用につとめます。
- ・従事者の要件がありサービス提供事業者が少ない現状があります。居宅介護等事業者との連携をすすめ、提供体制の充実につとめます。
- ・サービス提供事業者及び相談支援事業者との連携を図り、一人ひとりの希望する暮らしに即した着実なサービス提供につとめます。

行動援護

知的又は精神に障がいのある人で行動に著しい困難のある人に、行動する際の危険回避に必要な支援、外出時の移動支援を行います。

	第6期計画期間の実績 (令和5年度は見込)			第7期計画期間の見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
時間	143	165	185	211	237	263
人	5	6	6	7	8	9

- ・過去3カ年の人数は横ばいですが時間数はやや増加しています。これを踏まえ、今後の3カ年の見込みとして算定しました。
- ・行動障害のある人の外出を1対1で支援し、地域生活の幅を広げる重要なサービスであり、活用が望まれます。利用者や相談支援事業者への周知につとめます。
- ・従事者の要件があり、一定の専門性を要するものの、市内に指定を受けた事業所もあります。これらの事業所と連携をすすめて、提供体制の確保につとめます。
- ・サービス提供事業者及び相談支援事業者との連携を図り、一人ひとりの希望する暮らしに即した着実なサービス提供につとめます。

重度障害者等包括支援

意思疎通に著しい困難があり重度の障害で常に介護が必要な人に、居宅や通所の障害福祉サービスを包括的に提供し、生活全般の支援を行います。

	第6期計画期間の実績 (令和5年度は見込)			第7期計画期間の見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
時間	0	0	0	0	0	0
人	0	0	0	0	0	0

- ・過去3カ年で利用実績はありませんでした。サービス提供事業所が県内になく、現状では利用見込みはありません。
- ・重度の障がいのある人の地域生活のニーズはあり、他の複数のサービスを組み合わせるなどの方法で、一人ひとりの希望する暮らしを包括的に支援できる体制の実現につとめます。

2 日中活動系サービス

生活介護

常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介助等を行うとともに、創作的活動や生産活動の機会を提供します。

	第6期計画期間の実績 (令和5年度は見込)			第7期計画期間の見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人日分	3,405	3,337	3,400	3,400	3,400	3,400
人	172	172	172	172	172	172

- ・過去3カ年で利用は横ばいです。利用者の高齢化、地域生活移行の目標等を踏まえ、各年度の見込量を算定しました。
- ・一人ひとりの利用者の状態や希望に応じて、医療的なケアを必要とする人から、生産活動を行う人まで、幅広いニーズに応えるサービスです。就労系のサービスから切り替えて日中ゆるやかに過ごしたい人や、リハビリや入浴の機会を確保したい人などの受け皿としても期待されます。
- ・地域共生社会、地域包括ケアの実現促進を含め、障害者が65歳以上になっても通い慣れた馴染の場所で安心してサービスが受けられるようにするため、介護保険制度における通所介護事業の指定を受ける「共生型生活介護」が創設されています。障害者の高齢化や介護人材の減少など地域の実情に合わせて、各事業所の特色を生かした多様なサービス形態が提供できる体制の確保を図ります。

自立訓練（機能訓練）

自立した日常生活又は社会生活ができるよう、身体障害のある人に、一定期間、地域生活に必要なリハビリテーションなど身体機能の維持・回復のための訓練を行います。

	第6期計画期間の実績 (令和5年度は見込)			第7期計画期間の見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人日分	20	11	12	12	12	12
人	3	2	2	2	2	2

- ・過去3カ年の利用実績は年度により増減がありますが、利用日数の平均は横ばいです。サービスの提供体制が限られているものの、継続的な利用を希望する人のニーズを踏まえ、各年度の見込量を算定しました。
- ・1年6ヶ月に加え、1年に限って延長も可能ですが、利用期間終了後を見据え中長期の支援の見通しを持った利用プランの作成が重要と言えます。地域生活・在宅生活との連動、医療分野の見立てや他の通所サービスとの連携を意識しながら、利用者一人ひとりに応じた身体機能の維持・向上が図られるような提供体制の確保につとめます。

自立訓練（生活訓練）

自立した日常生活又は社会生活ができるよう、知的又は精神障害のある人に、一定期間、地域生活に必要な生活能力の維持・向上のための訓練を行います。

	第6期計画期間の実績 (令和5年度は見込)			第7期計画期間の見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人日分	101	77	64	77	90	102
人	8	6	5	6	7	8

- ・過去3カ年の利用実績は人数、日数ともに減少していますが、利用日数の平均は横ばいです。実績、地域のニーズや地域移行の目標等を踏まえ、各年度の見込量を算定しました。
- ・通所のほか宿泊型や訪問型のサービス提供事業所もあります。原則2年の標準利用期間の中で、多様な生活環境、場面に応じたきめ細やかな支援により具体的な能力の維持・向上を図り、地域生活の幅を広げる役割が期待されます。
- ・サービス提供事業者及び相談支援事業者との連携を図り、一人ひとりの希望する暮らしに即した着実なサービス提供につとめます。

就労選択支援

働く意思と能力を有する障がい者が自身の希望に合った職業を選択できるよう就労アセスメントの活用を中心に、一般就労へ向けたハローワーク等の指導を実施したり、就労系障害福祉サービスの利用につなげたりします。

	第6期計画期間の実績			第7期計画期間の見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人	0	0	0	0	23	27

- ・令和7年度実施予定の障害者サービスです。各年度の見込量を算定しました。
- ・障がい者の就労能力や適性等については、現在も就労系障害サービスの利用を開始する段階で把握しているが、それらを踏まえた働き方や就労先の選択には結びついていない面や、必ずしも質が担保されていない面があり、就労を希望する障がい者のニーズや社会経済状況が多様化している中で、障がい者が働きやすい社会を実現するため、一人ひとりの障がい者本人の希望や能力に沿った、よりきめ細かい支援の提供につとめます。

就労移行支援

一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

	第6期計画期間の実績 (令和5年度は見込)			第7期計画期間の見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人日分	111	161	198	231	264	297
人	6	11	12	14	16	18

- ・過去3カ年の利用実績は増加しています。一般就労移行に関する各種目標の達成に向けて、各年度の見込量を算定しました。
- ・一般就労に結びつけるための個々の事業所の活動と、自立支援協議会における就労支援の取り組みを活性化し、一人ひとりの希望にかなうよう就労系事業所や障がい者就業・生活支援センター等と連携の強化を図っていきます。

就労継続支援A型

一般企業等での就労が困難な人に、雇用による就労の機会を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

	第6期計画期間の実績 (令和5年度は見込)			第7期計画期間の見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人日分	1,094	1,013	1,053	1,090	1,130	1,168
人	57	53	55	57	59	61

- ・過去3カ年の利用は年度により増減があるもののほぼ変わらない状況です。今後も新たな利用が見込まれます。新規事業所の開設があったことを踏まえ、一般就労移行に関する各種目標の達成に向けて、今後3カ年の利用量を見込みました。
- ・一般就労と同等に働ける場であると同時に、状況によっては一般就労へのステップとして、一人ひとりに応じた支援が受けられるサービスです。
- ・利用者は、このサービスの目的よりも事業所自体の仕事内容や賃金等を踏まえ、働く場として利用を希望する人が多くみられます。公共職業安定所の窓口で、就職先として紹介を受けた人の利用希望も目立ちます。利用者への丁寧な説明が必要となります。
- ・事業所の増加とともに、限りある仕事内容がさらに幅広くなることで、より多くの人がこのサービスを選びやすくなるよう、事業者や各方面との連携した提供体制の充実を図ります。

就労継続支援B型

一般企業等での就労が困難な人に、生産活動の機会を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

	第6期計画期間の実績 (令和5年度は見込)			第7期計画期間の見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人日分	5,046	5,160	5,390	5,480	5,570	5,650
人	279	299	305	310	315	320

- ・過去3カ年の利用実績は増加しています。新たな利用者の傾向として、年齢が高めな利用者が増えています。実績及び地域のニーズを踏まえ、一般就労移行に関する各種目標の達成に向けて、今後3カ年の利用量を見込みました。
- ・支援学校卒業後の進路先としての希望や、個々のペースに応じた柔軟な働き方の選択、その先の希望する働き方に向けたステップとしての利用など、多様なニーズに応じています。
- ・事業所の新設など、引き続き提供体制も広がっています。利用者が身近な地域で選択しやすくなるとともに、農業など地域性を活かした活動内容を通じて、一人ひとりの役割や自己肯定感、地域資源としての事業所の存在感が高まることも期待されます。
- ・関係機関が支援のつなぎ先として紹介しやすい状況がある中、ご本人のニーズと合致せず、結果的に利用に至らない、または短期間で利用中止に至る例もあります。「本人中心」を原則とし、一人ひとりの希望を実現する個別支援の充実を図るよう、サービス提供事業者及び相談支援事業者との連携につとめます。

就労定着支援

就労移行支援等の障害福祉サービスの利用後、一般就労に移行した人に、就労に伴う環境変化による生活面の課題解決に向けて、必要な連絡調整や指導・助言等の支援を行います。

	第6期計画期間の実績 (令和5年度は見込)			第7期計画期間の見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人	1	2	3	5	7	9

- ・平成30年度に新設されたサービスです。過去3カ年の利用者は少ない状況です。一般就労移行に関する各種目標の達成に向けて、今後3カ年の利用量を見込みました。
- ・生活リズムや体調管理をはじめ、働くことの基盤となる日常生活で生じる様々な課題にきめ細かく対応するものです。事業者には、一人ひとりに応じた関わりや、就労先の企業・関係機関との緊密な連携が望まれます。
- ・市内に就労定着支援事業所が無い場合、利用者は市外の事業所を利用しています。就労系事業所に定着支援も行ってもらえるよう働きかけ、提供体制の充実を図ります。

療養介護

医療と常時の介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。

	第6期計画期間の実績 (令和5年度は見込)			第7期計画期間の見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人	11	10	11	10	10	10

- ・過去3カ年の利用は横ばいでした。年度ごとに増減はあるものの、今後も同程度の利用を想定して各年度の見込量を算定しました。
- ・提供している事業者は少なく、新たな利用者が急速に増える見込みが少ないため、現在の提供体制の維持につとめます。

短期入所

自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介助等を行います。

		第6期計画期間の実績 (令和5年度は見込)			第7期計画期間の見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
福祉型	人日分	263	226	270	290	310	327
	人	26	28	30	32	34	36
医療型	人日分	9	6	16	23	26	29
	人	2	3	5	7	8	9
人日分(合計)		272	232	286	313	336	356
人(合計)		28	31	35	39	42	45

- ・過去3カ年の利用実績は、年度により増減があるもののほぼ変わらない状況です。地域で暮らす人たちの緊急時の利用や3カ年の伸び率、地域移行の目標数を踏まえ今後3カ年の見込量を算定しました。
- ・緊急的な利用に備えて支給決定を受ける人が多いのに対し、児童を中心に定員に空きがなく実際の利用日数は限られています。様々な理由で利用が長期に及ぶ人もいます。また、痰吸引や経管栄養をはじめとする医療的ケアに対応できる事業所が少なく、医療的短期入所の受け皿の確保が課題です。地域生活の安心感を生むために、いつでも誰でも利用しやすい提供体制の確保につとめます。
- ・介護する家族の負担軽減の解決策としては、短期入所以外にも、他の様々なサービスや地域生活支援事業等活用しながら、在宅生活を継続として考えることも重要となります。ご本人の望む暮らしの実現を支える一部としての役割が果たされるよう、サービス提供事業者及び相談支援事業者との連携につとめます。

- ・児童の短期入所については、専門的機能の強化を図ったうえで、地域の多様なニーズに対応する機関としての役割を担う必要があります。自宅で介護する人が緊急事態等になる場合、夜間を含め安心していただけることができる体制を整えることは、虐待の抑制につながります。児童には、より家庭的な短期入所施設を整備することが望まれます。

3 居住系サービス

自立生活援助

入所施設やグループホームで生活していた人が居宅等に住居を移して、自立した生活を送っていくために、必要な情報の提供と助言等の支援を行います。

	第6期計画期間の実績 (令和5年度は見込)			第7期計画期間の見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人	13	12	13	15	17	19

- ・平成30年度に新たに創設されたサービスです。過去3カ年で利用は横ばいでした。地域移行の目標数を踏まえ今後3カ年の見込量を算定しました。
- ・定期または適時の訪問等により、実際に生活する環境の中で生じる不安やトラブルへの対応や、利用者自ら工夫して日々暮らしていくために必要な理解力・生活力等を補うためのサービスです。
- ・自助努力や能力向上を強いるのではなく、ご本人や環境にある強みに気づき、活かしながら、充実した暮らしに向けてともに歩いていく視点が重要です。
- ・一人ひとりの事例を通じた成果や課題の検証を丁寧に行いながら、支援を必要とする人にサービスが着実に行き届き、地域生活の安心が実感されるよう、サービス提供事業者や関係機関との連携につとめます。

共同生活援助（グループホーム）

夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。

	第6期計画期間の実績 (令和5年度は見込)			第7期計画期間の見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人	55	62	63	65	67	69

- ・過去3カ年の利用数はわずかに増加傾向です。新たな事業所もできたことや、施設等からの地域生活移行や入所者数削減の目標等を踏まえ、今後3カ年の見込量を算定しました。
- ・親亡き後をはじめ、自宅で生活が難しい人でも、施設に入所することなく地域で暮らすための重要なサービスです。体験的な利用による将来展望形成も含めて、利用の拡大が望まれます。一方、設置基準や人材確保、経営面等の問題から、新たな整備が進みづらい状況もあります。事業所数は徐々に増えていますが、今後も拡充が望まれます。
- ・グループホーム入居が最終目標でなくアパート等での生活を見据える人もおり、利用者のニーズは多様です。画一的なサービス提供でなく、長期的な目標のもと一人ひとりの希望する暮らしが実現するよう、事業者・従事者の連携や研修の場の創出、相談支援事業者や他のサービスとの協力も含めた提供体制確保につとめます。

施設入所支援

施設に入所する人に、夜間や休日に、入浴、排せつ、食事の介助等を行います。

	第6期計画期間の実績 (令和5年度は見込)			第7期計画期間の見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人	77	76	75	74	73	72

- ・過去3カ年でわずかに減少傾向です。地域生活移行及び施設入所者数削減の目標等を踏まえ、各年度の見込量を算定しました。
- ・地域生活への移行を進めると同時に、今後新たに入所しなくても暮らし続けられる地域となるには、入所施設がこれまで担ってきた機能やノウハウを施設の外にも広げ、地域全体が安全と安心の受け皿となれるような体制が必要です。自立生活援助や地域相談支援など他のサービスとの連続性のある支援も重要となります。
- ・現に入所している人たちの高齢化が進んでおり、必要な人には高齢者施設や介護保険サービスへの円滑な移行を支援します。その際、あくまでご本人の意思や利益を尊重した対応が必要です。また、新たに入所する人についても、ご本人の希望する暮らしを実現することを基本に、画一的でないきめ細やかな支援が行われるよう最大限の配慮が必要です。これらについて、施設及び相談支援事業者との連携につとめます。

4 相談支援

計画相談支援

障害福祉サービス（訪問系・日中活動系・居住系）や地域相談支援を利用する人に、その心身の状況や環境、意向を踏まえたサービス等利用計画の作成や一定期間ごとの見直し、関係機関との連絡調整等を行います。

	第6期計画期間の実績 (令和5年度は見込)			第7期計画期間の見込		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人	192	179	180	185	190	195

- ・過去3カ年の利用は横ばいでした。今後3カ年の障害福祉サービスの利用見込み等を踏まえ、各年度の見込量を算定しました。
- ・利用者や家族にその存在が定着し、事業所や相談支援専門員数も増え、標準的な回数にとらわれずきめ細かくモニタリングを行うなど利用は広がる傾向です。手厚い人員体制で特定事業所加算を算定する事業所も生まれる一方、限られた人員で多忙な業務に追われる事業所も多く、さらなる提供体制の充実が必要です。
- ・利用者との関係構築、最新の制度や資源の把握、学校・医療機関をはじめ多分野との連携など幅広い役割を求められますが、日々関わる身近な支援機関がご本人の最良の拠り所となれるよう促す間接支援の役割もあります。何より、利用者が自分の暮らしに主導権を持つことが理想であり、その姿の一つとしてセルフプランという選択肢にも留意します。
- ・基幹相談支援センターや自立支援協議会の機能において各種の課題解決や仕組みづくり、スキルアップの支援を途切れることなく行い、官民協働で提供体制を支えていきます。

地域移行支援

入所施設や精神科病院で暮らす人に、住居の確保や障害福祉サービス事業所への同行など地域生活に移行するための支援を行います。

	第6期計画期間の実績 (令和5年度は見込)			第7期計画期間の見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人	1	1	2	3	3	3

- ・過去3カ年で利用は横ばいです。今後3カ年は精神科病院からの地域移行だけでなく、施設からの地域移行目標も踏まえ見込量を算定しました。
- ・施設や病院から地域生活への橋渡しを担う重要なサービスです。提供可能な指定一般相談支援事業所が少ないものの、成功事例も生まれており、さらなる活用が望まれます。
- ・地域移行の推進には、移行後の生活に安心感がもてるような地域づくりが必要であるほか、施設や病院、地域の支援関係者の意識が重要との声もあります。このサービスによる支援の実像や効果に触れ、利用のイメージが持てるよう、さらなる、施設や病院、地域の支援関係者への発信や連携につとめます。

地域定着支援

地域生活に移行した人やひとり暮らしになった人などに、一定期間、常時の連絡体制を確保し、その障害によって生じる緊急の相談や訪問などの支援を行います。

	第6期計画期間の実績 (令和5年度は見込)			第7期計画期間の見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人	7	5	6	7	8	9

- ・過去3カ年で利用は横ばいです。今後3カ年は、地域生活支援拠点等事業も整備されたことや地域移行の目標を踏まえ、各年度の見込量を算定しました。
- ・新たに単身生活を始める人など、在宅生活の不安解消や緊急的な支援を必要とする人に地域生活の安心を確保するサービスです。
- ・現状では居宅介護や訪問介護、相談支援などの各種サービスが一定の緊急対応を担っている面もあり、適切な役割分担が望まれます。地域移行支援と同様、地域の支援関係者に活用のイメージが広がるよう周知につとめます。
- ・このサービスが夜間や休日、緊急時の支援機能を着実に果たすことはもちろんですが、基本的には、緊急の状況を生まないような日ごろの支援体制が重要です。自立生活援助をはじめ、あらゆるサービスが地域定着支援であるという意識のもと、一人ひとりの希望する暮らしを支えていける地域生活支援体制の構築につとめます。

5 障害児通所支援

児童発達支援

障がいのある子ども（未就学児）を対象に、日常生活の基本的な動作や知識、集団生活への適応などを獲得するための個別・集団の療育を行います。

	第2期計画期間の実績 (令和5年度は見込)			第3期計画期間の見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人日分	722	571	604	622	635	648
人	53	46	47	48	49	50

- ・過去3カ年で利用は横ばいです。その伸び率や障害児支援の提供体制の整備目標を踏まえ、今後3カ年の見込量を算定しました。
- ・ライフステージを通じた途切れのない支援の入口の時期を担う重要なサービスです。利用したことで、言語や動作など具体的な成長につながったとの声もあり、子どもや保護者の安心や希望につながっています。
- ・一人ひとりに応じた丁寧な関わりの中で、見通しをもって安心して過ごし、その子らしく成長・発達できるための環境や関わり方を発見していく面もあります。その成果を地域の保育所や就学先の学校、家庭などに還元していけることも重要です。
- ・関係機関に制度が周知され、乳幼児健診などを経て保健師や医療機関の紹介で申請に至ることが多くなっていますが、利用開始後も関係者がその経過を共有し、必要な支援や配慮が途切れなく提供されるよう、サービス提供事業者及び相談支援事業者のほか、保健・医療・教育などの関係機関との連携をさらに充実していきます。

保育所等訪問支援

障がいのある子どもが通う保育所等（小学校含む）を訪問し、他の子どもとの集団生活への適応に必要な、保育所等の先生方の支援や連携強化など専門的な支援を行います。

	第2期計画期間の実績 (令和5年度は見込)			第3期計画期間の見込		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人日分	23	38	40	43	45	47
人	21	35	37	39	41	43

- ・過去3カ年で利用は人数、日数ともに増加傾向です。今後3カ年の利用は、この伸び率や障害児支援の提供体制の整備目標を踏まえ、見込量を算定しました。
- ・保育所・幼稚園のほか、学校や放課後児童クラブ（学童保育）への訪問も可能であり、障がいのある子どもが、地域で他の子どもたちと同じ環境のなかで過ごせるよう、障害児支援の専門性を地域の様々な現場に広げていく意味があります。
- ・障害児通所支援として利用申請するサービスであり、保護者の思いや、保育所等の現場の受け入れ体制によっては利用可否が分かれることも想定されます。地域の保育や教育の現場が、様々な特性や障がいのある子どもにとって過ごしやすい場所となれるよう、制度の周知を図るほか、サービス提供事業者及び相談支援事業者、保健・医療・教育などの関係機関との連携を強化していきます。

放課後等デイサービス

学校へ通う障がいのある子どもに、授業終了後や休業日において、生活力や社会性を獲得するための訓練や地域社会との交流などの支援を行います。

	第2期計画期間の実績 (令和5年度は見込)			第3期計画期間の見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人日分	1,785	2,219	2,500	2,573	2,647	2,720
人	126	157	170	175	180	185

- ・過去3カ年の利用は、人数、日数ともに増加傾向です。今後3カ年の利用数は、この伸び率を踏まえて見込量を算定しました。
- ・子どもの出生数は減っている中、放課後等デイサービスの利用希望は一貫して増えています。多様な子どもたちの利用ニーズがあり、事業所の新設や定員増により提供体制も広がっています。一方、現場の業務は多忙化しており、一人ひとりに応じた丁寧な関わりや支援の専門性に課題を感じる声も聞かれます。
- ・関係機関に制度が周知され、学校や放課後児童クラブで勧められて申請に至ることも多い状況です。学校生活や家庭生活で課題のある子どもたちの受け皿となる一方、ライフサイクルの中でより多くの時間を過ごす学校や家庭、多くの子どもたちが利用する放課後児童クラブなど「地域」の中で、子ども一人ひとりがどうすれば安心して過ごし、学び、育っていけるのかを考える必要もあります。
- ・サービス利用開始後、事業所だけで取り組みを完結することなく、その成果を学校等の現場や家庭に還元していけることが重要です。また、学校等や家庭の困り感を早期に受け止め、その子に応じた関わりをともに考えていけるような相談支援体制も必要です。サービス提供事業者及び相談支援事業者を中心として、各関係機関の連携の強化につとめます。

居宅訪問型児童発達支援

重度の障害などにより外出が著しく困難な子どものため、居宅を訪問して専門的な発達支援を行います。

	第2期計画期間の実績 (令和5年度は見込)			第3期計画期間の見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人日分	0	0	0	10	10	10
人	0	0	0	1	1	1

- ・平成30年度から創設されたサービスです。過去3カ年で利用はありませんでしたが、潜在的なニーズを踏まえ、各年度の見込量を算定しました。
- ・いわゆる重症心身障害児や医療的ケアを必要とする子ども、感染症などのリスクのある子どもなど、集団での支援が望ましいとは直ちに言えない子どもたちにも、在宅でその子に応じた日常生活動作や知的技能などの成長発達の機会を保障する重要なサービスです。
- ・通所支援の利用や教育機会の保障など社会との関わりに向けたステップとしても活用が期待されます。サービス提供事業者の確保に向けて福祉・保健・医療の関係機関も含めた連携につとめます。

障害児相談支援

障害児通所支援（児童発達支援・放課後等デイサービスなど）を利用する人に、その人の心身の状況や環境、意向を踏まえた障害児支援利用計画（サービス等利用計画）の作成や一定期間ごとの見直し、関係機関との連絡調整等を行います。

	第2期計画期間の実績 (令和5年度は見込)			第3期計画期間の見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人	63	63	65	67	69	71

- ・過去3カ年の利用は横ばいです。今後3カ年の児童通所支援の利用見込み等を踏まえ、各年度の見込量を算定しました。
- ・計画相談支援と同様にその存在が浸透してきた一方、障害児に対応できる相談支援事業所の不足感もあり、引き続き提供体制の確保につとめます。
- ・現場からは学校や広範囲にあるサービス提供事業所との連携に悩む声も聞かれます。制度の周知とともに、日々の当たり前の安心を途切れさせないことを主眼とした学校・保育所等との連携、他機関との協働を後押しし、保護者の思いに寄り添い、子ども本人の利益を重んじる関わりの充実を図ります。
- ・障害に限らず子どもや家庭の姿が多様化する中、すべてをサービスありきでなく、子どもや子育ての困り感に身近なところで早期に対応できる相談支援体制が市として必要です。

6 地域生活支援事業

市町村地域生活支援事業は、相談支援事業・意思疎通支援事業・日常生活用具給付等事業・移動支援事業・地域活動支援センター機能強化事業などの必須事業と、任意のその他事業からなり、地域の特性や利用者の状況に応じてきめ細やかな事業を行うこととされています。

障がいのある人の地域での暮らしを支援する中で、解決すべきどのような課題があるか、自立支援協議会において協議し、必要なサービスの創出や改善を図ることが重要となります。

理解促進研修・啓発事業

障がいのある人をとりまく社会的障壁を取り除くための地域住民への働きかけとして、障害に対する理解を深めるための教室や交流活動、広報活動などを行う事業です。当事者団体等と協働し、理解促進に向けた研修やイベントの開催等の実施を図っていきます。

自発的活動支援事業

障がいのある人や家族、地域住民による自発的な取り組みとして、ピアサポートや災害対策、孤立の防止、ボランティアの養成といった活動を促進するものです。平成25年以来、本市では実施に至っていません。地域へ事業の周知を図る等、より良い形で早期の実施を目指します。

相談支援事業

障がいのある人や家族などからの相談に応じ、サービス等の情報提供や助言、権利擁護のための支援を継続的に行うとともに、個人の課題を踏まえて障がいのある人が暮らしやすい地域づくりに取り組むものです。

地域の障害者相談支援の中核を担うものとして、平成25年に設置された基幹相談支援センター（障害者相談支援センター）がその実施機関となっています。これまでの3名（3事業所）体制での成果と課題等を踏まえ、官民協同での市2名+事業所2名の4名体制に刷新し、今後さらなる機能強化に向けた実施体制確保を図ります。

民間事業者の活力と専門性が発揮されるとともに、常に本人中心で中立・公平な立場での活動ができるよう、その成果や課題の検証・発信等につとめます。

住宅入居等支援事業については、自立支援協議会を通じて、地域のニーズや支援者の実情を調査するなかで、事業の実施の検討を行っていきます。

成年後見制度利用支援事業・成年後見制度普及啓発事業

令和3年度に保健福祉部の3課により運営する権利擁護センターが設置されました。

成年後見制度の利用が有用とみられる知的障害・精神障害のある人に、申立てや後見人等の報酬などにかかる費用の一部を補助するものです。

各年度において利用を見込むとともに、市民や関係者への制度の周知につとめます。

成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における後見等の業務を担う法人を確保する体制づくりや、市民後見人の活用も含めた法人後見の支援を行うものです。

地域の状況を踏まえて実施の可否を検討します。

意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能、視覚などの障害のため、意思疎通を図ることに支障がある人に、手話通訳、要約筆記、点訳などの方法で、他の人との意思疎通を支援します。

人と人の間で行われる意思疎通への支援は、障がいのある人とない人、双方が必要とするものです。合理的な配慮の提供として、社会のあらゆる場面で充実が求められています。

本市では、手話通訳者設置事業、手話通訳者等派遣事業（手話通訳、要約筆記）を実施しています。手話通訳者等の確保が課題ですが、今後も同程度の実施を見込みます。

日常生活用具給付等事業

重度の障がいのある人に、自立生活支援用具など6種の日常生活用具を給付します。障害の種別や等級に応じて給付される品目が定められています。平成25年4月の障害者総合支援法施行以後は、難病患者等に対する品目も加わっています。

排泄管理支援用具（ストーマ装具等）の利用が最も多く、今後も増加が見込まれます。

手話奉仕員養成研修事業

日常会話程度の手話技術を習得するとともに、聴覚障害やそれに伴う生きづらさの理解者として、聴覚障害のある人の地域生活の安心を支える手話奉仕員を養成します。本市では当事者団体との協働により継続して実施しています。

市民の障害への理解を深め、社会的障壁を取り除くねらいもあります。合理的な配慮の提供が求められる事業者等にも周知し、手話奉仕員のさらなる養成、活用を図ります。

移動支援事業

屋外での移動が困難な人に外出のための支援を行います。行きたいとき、行きたいところへ出かける権利を保障し、障がいのある人が制約を受けやすい、地域社会における様々な生活体験の獲得を支援する重要なサービスです。

ヘルパーによる外出時の介助と、福祉有償運送事業者の車両によるサービス利用時の送迎があります。事業者やヘルパーの確保など課題がありますが、利用は毎年増えています。今後も増加が見込まれます。

地域活動支援センター機能強化事業

障がいのある人の地域活動の拠点として、創作的活動や生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等を行います。当事者活動や普及啓発、相談機能をはじめ、地域に開かれた様々な活動を展開していくことが望まれます。

今後も市内2箇所の実施が見込まれます。

訪問入浴サービス事業

重度の身体障害のある人で、居宅や通所等による入浴が困難な人に、訪問による浴槽を提供して入浴の介助を行うものです。

過去3カ年では、利用者は横ばい、回数は増加しています。今後3カ年はわずかに増加が見込まれます。

日中一時支援事業

日中に家族等が介護できないため、一時的に見守り等の支援を必要とする人に、事業所などで活動の場を確保するもので、家族の一時的な休息も目的としています。

放課後や休日の利用も多く、今後も利用の増加が見込まれますが、利用後の姿も見据え、在宅や地域が安心できる居場所や活動の場となるよう資源の創出につとめます。

自動車運転免許取得費助成事業

身体障害(1級又は2級で、体幹機能障害3級以上または下肢機能4級以上)のある人に、自動車運転免許の取得にかかる費用の一部を助成します。

令和3年度に2名の利用があり、今後も同程度の利用が見込まれます。

自動車改造費助成事業

身体障害(上肢又は体幹機能1級又は2級、下肢機能3級以上)のある人に、自動車の改造にかかる費用の一部を助成します。

令和3年度は1名、4年度は1名の利用があり、今後も同程度の利用が見込まれます。

障害者虐待防止対策支援

障害者虐待の防止と適切な対応のため、行政や関係機関の支援体制の強化、住民などの協力体制の整備を行います。

平成24年の障害者虐待防止法施行以来、普及啓発や研修を実施していますが、障害者虐待や通報義務について知らない人もいることから、今後も市民への制度の周知、虐待に至らないため等の障がいのある人の家族の介護等の負担軽減、支援者の資質向上支援、行政の対応力確保等に向けて継続的に取り組めます。

事業名	単位	第6期・第2期計画期間の実績 (令和5年度は見込)			第7期・第3期計画期間の見込 【計画値】		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
理解促進研修・啓発事業	実施有無	あり	あり	あり	あり	あり	あり
自発的活動支援事業	実施有無	なし	なし	なし	あり	あり	あり
相談支援事業							
相談支援事業							
障害者相談支援事業	実施個所	3	3	2	2	2	2
基幹相談支援センター	設置有無	あり	あり	あり	あり	あり	あり
基幹相談支援センター機能強化事業	実施有無	あり	あり	あり	あり	あり	あり
住宅入居等支援事業	実施有無	なし	なし	なし	なし	なし	なし
成年後見制度利用支援事業	人/年	1	4	2	2	2	2
成年後見制度法人後見支援事業	実施有無	なし	なし	なし	なし	なし	なし
意思疎通支援事業							
手話通訳者・要約筆記奉仕員派遣事業	人/年	604	576	580	580	580	580
手話通訳者設置事業	人	1	1	1	1	1	1
日常生活用具給付等事業							
介護・訓練支援用具	件/年	6	4	5	5	6	6
自立生活支援用具	件/年	14	6	10	10	10	10
在宅療養等支援用具	件/年	3	11	10	10	10	10
情報・意思疎通支援用具	件/年	13	10	15	20	25	30
排泄管理支援用具	件/年	1,385	1,409	1,440	1,470	1,500	1,530
居室生活動作補助用具 (住宅改修費)	件/年	5	2	3	4	4	4
手話奉仕員養成研修事業	人/年	20	12	20	20	20	20
移動支援事業	人/年	103	111	115	120	125	130
	時間/年	4,227	3,767	4,255	4,440	4,625	4,810
地域活動支援センター事業	実施個所	2	2	2	2	2	2
	人/年	102	100	100	100	100	100
訪問入浴サービス事業	人/年	3	3	3	4	4	4
	回/年	313	236	300	400	400	400
日中一時支援事業	人/年	137	144	150	155	160	165
	回/年	7,146	7,503	7,800	8,060	8,320	8,580
自動車運転免許取得費助成事業	件/年	2	0	2	2	2	2
自動車改造費助成事業	件/年	1	1	1	1	1	1
障害者虐待防止対策支援	実施有無	あり	あり	あり	あり	あり	あり

・資料編

1 アンケートの調査結果

令和6年度から始まる第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画の策定にあたり、市内の障がいのある方の障害者施策に対する意向等を把握し、計画策定の資料とすることを目的として調査を実施しました。

① 調査方法

- ・基準日 令和5年5月1日現在
- ・調査対象 障害者総合支援法等に基づく障害福祉サービス等を利用している方または障害者手帳をお持ちの方 800人
内訳) 18歳以上の方(成人) 600人
18歳未満の方(児童) 200人(それぞれ無作為抽出)
- ・調査方法 郵送による配布・回収
- ・調査期間 令和5年5月1日～6月12日
- ・回収状況 回収数 成人284人 児童87人 (回収率 46.4%)
- ・その他 業務の一部を以下の障害福祉サービス事業所に生産活動として委託しました。
 - ・回答のデータ入力 ジリツアカデミー(甲府市)

② 調査項目

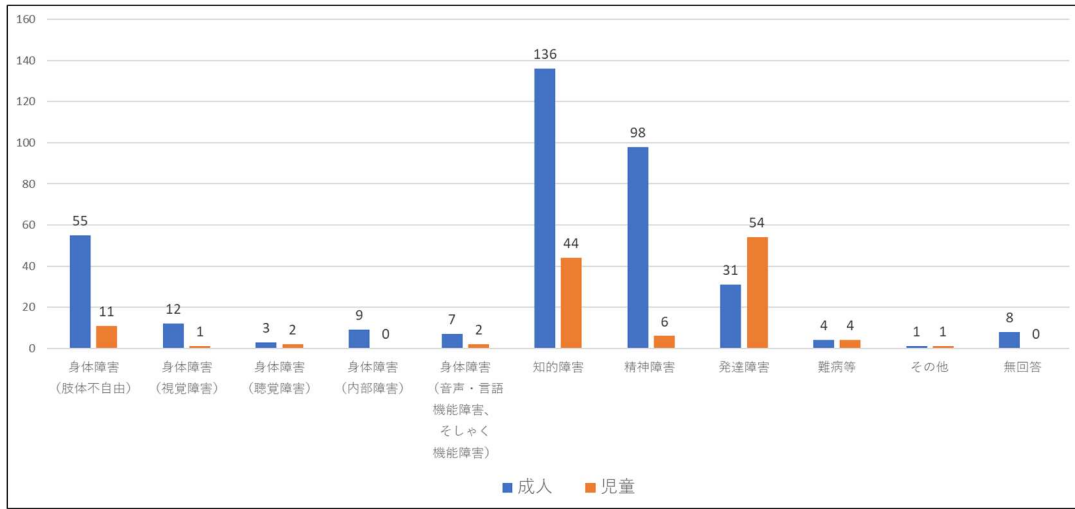
- ・あなたの性別・年齢・障害などの種類・住まい・仕事の有無について
 - ・福祉サービスや支援について
 - ・地域での暮らしについて
 - ・自由記述
- (合計27項目)

③ 回答が属性等(問1～4)

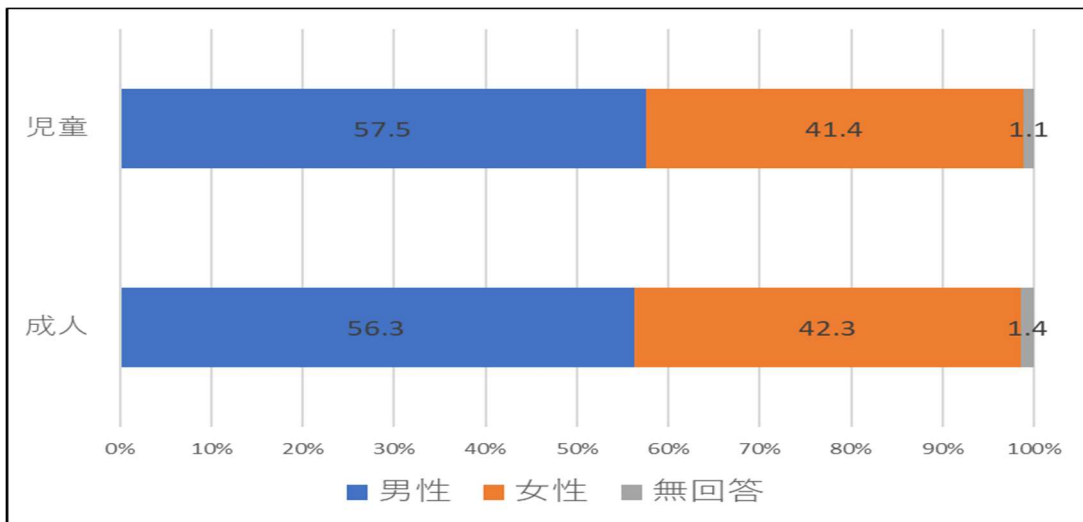
◆年齢

- ・(成人) 18歳～39歳 36.6%(104人)
40歳～64歳 38.0%(108人)
65歳～ 20.1%(57人)
無回答 5.3%(15人)
- ・(児童) 平均年齢 9.2歳

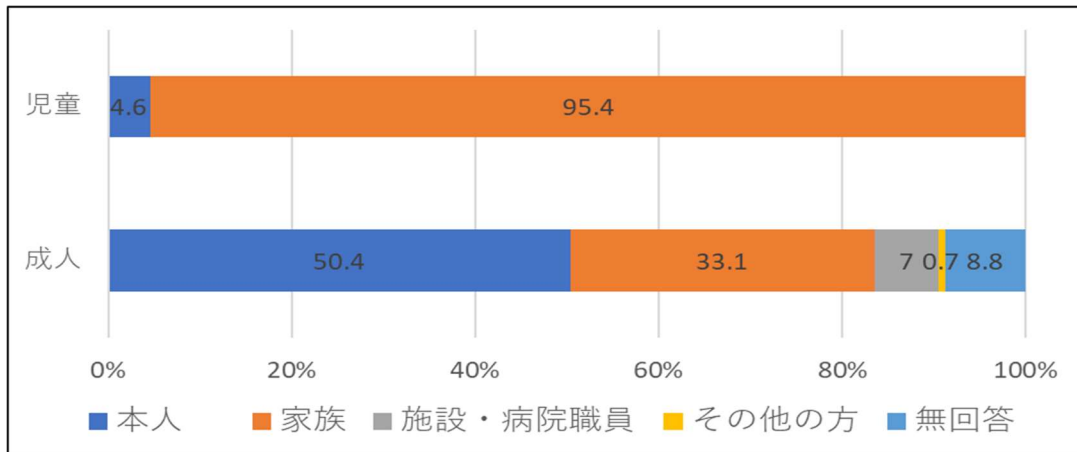
◆該当する障害などの種類（複数回答）



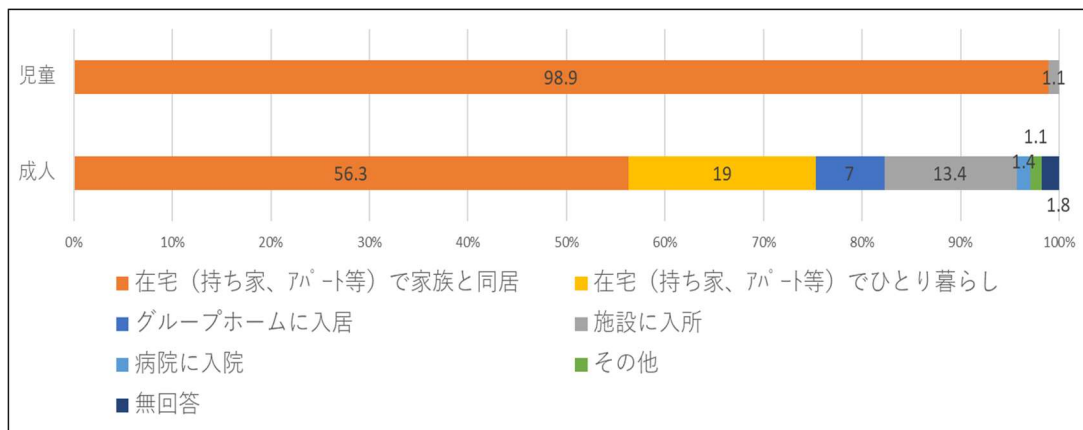
◆性別



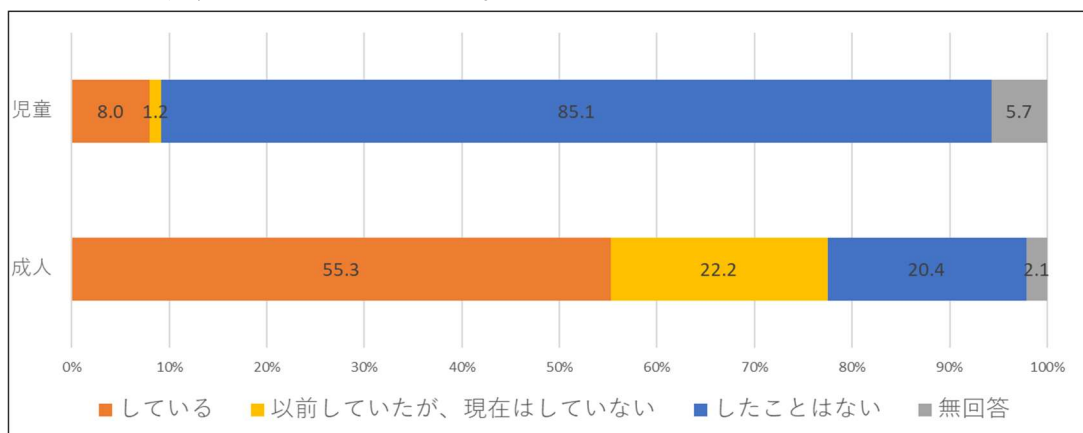
◆調査票に記入いただいた方



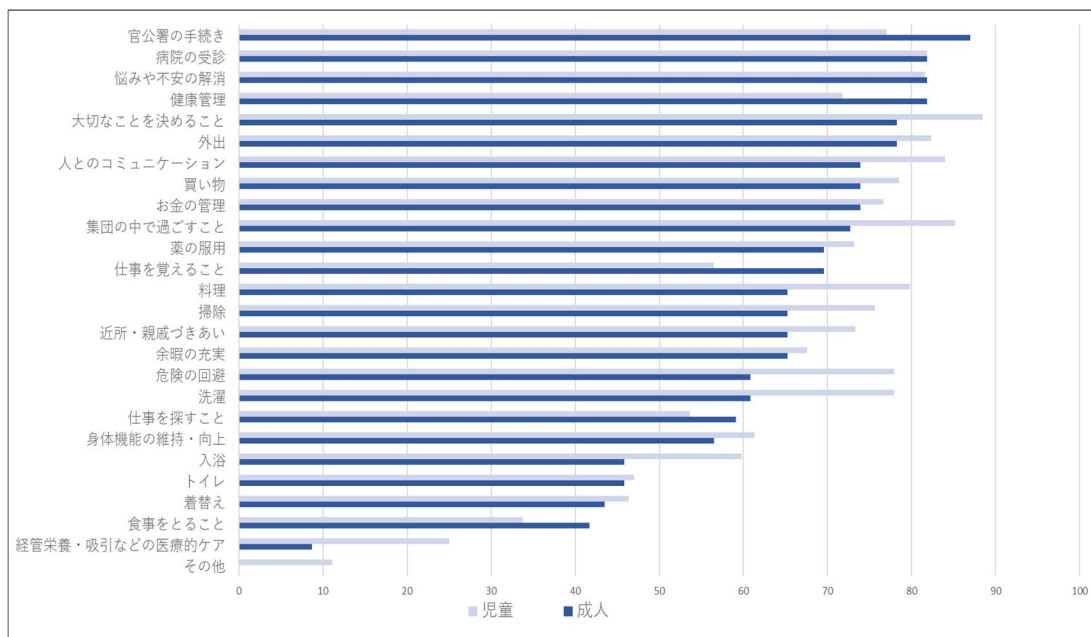
◆問5 現在、どこにお住まいですか



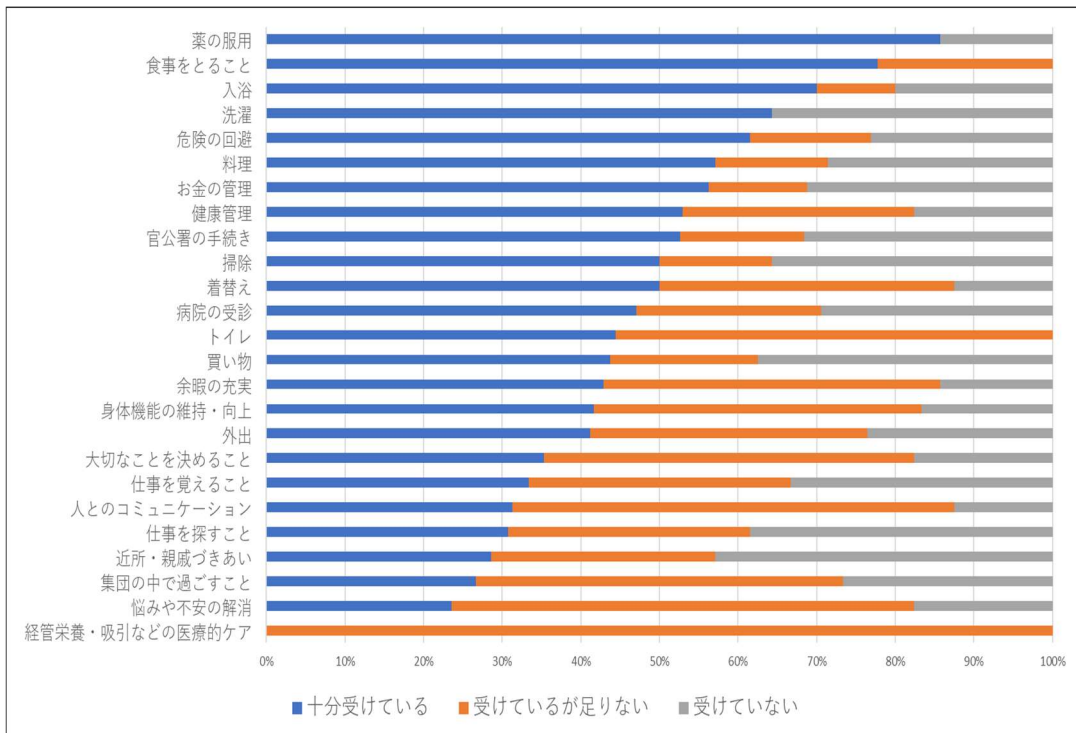
◆問6 現在、仕事をしていますか。



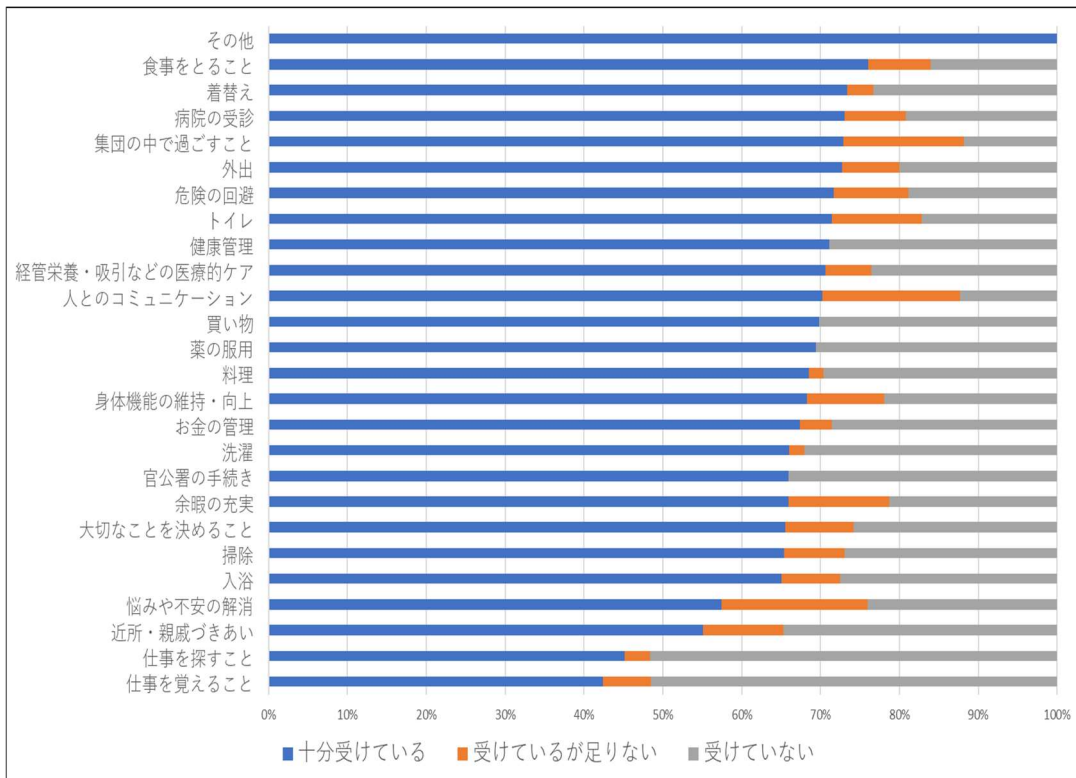
◆問7 どなたかの支援が必要ですか。



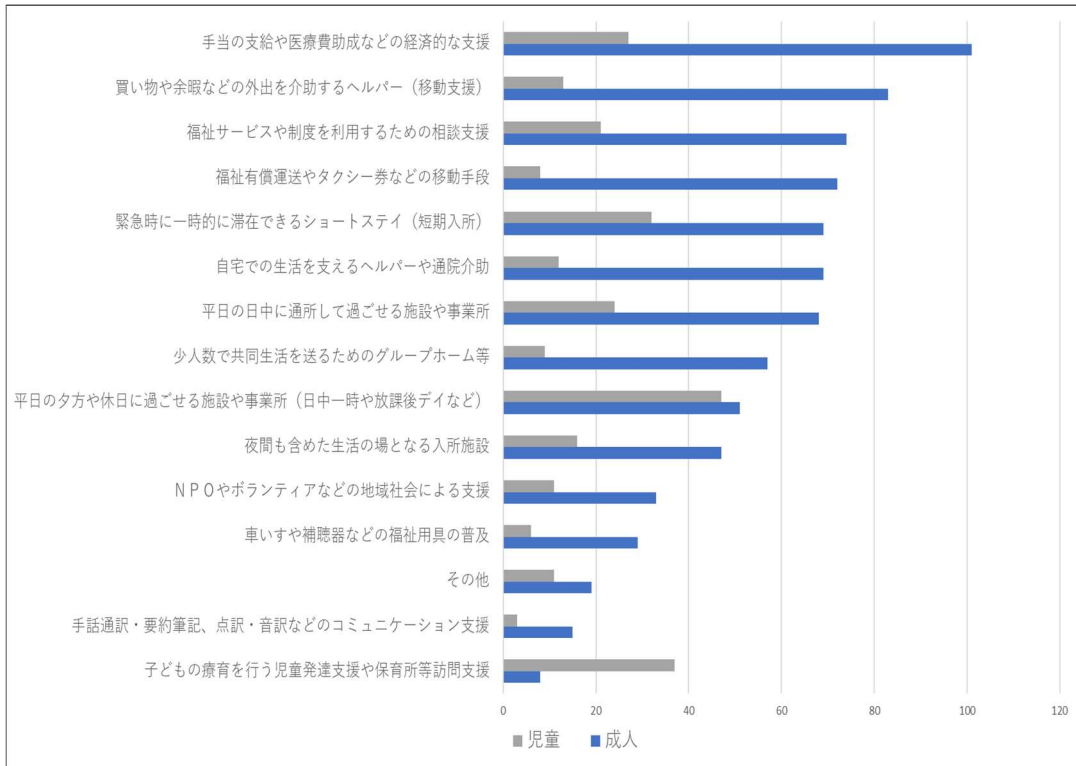
◆問7-1 支援は現在十分に受けることができますか。(成人)



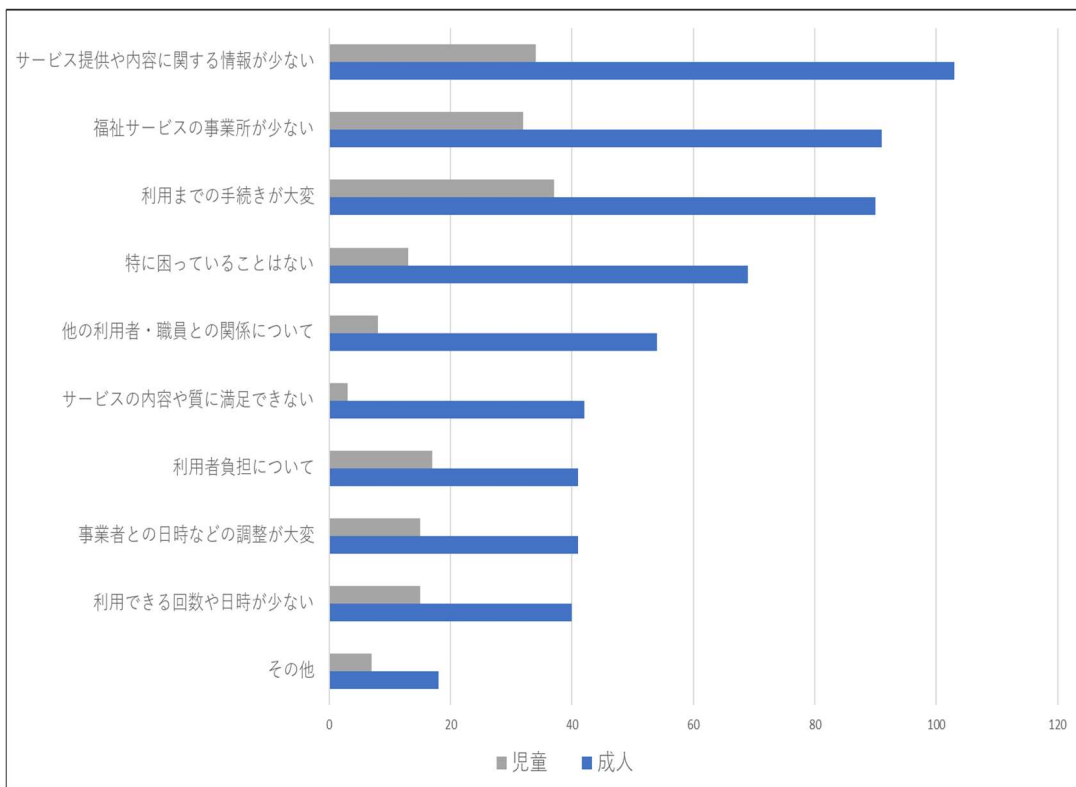
◆問7-2 支援は現在十分に受けることができますか。(児童)



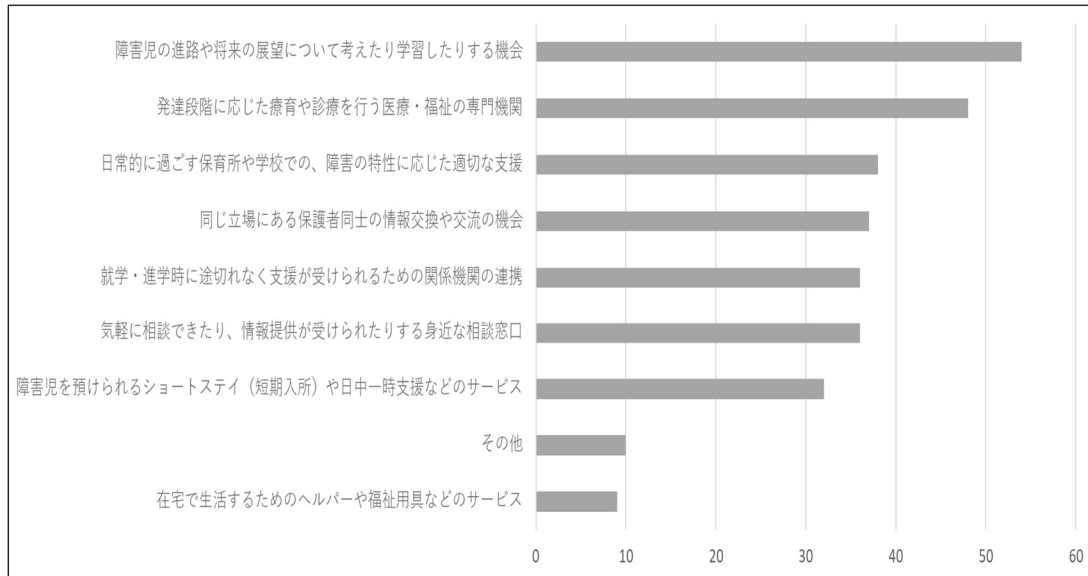
◆問9 今より充実してほしいと感じる障害福祉サービス等は何ですか。
(複数回答)



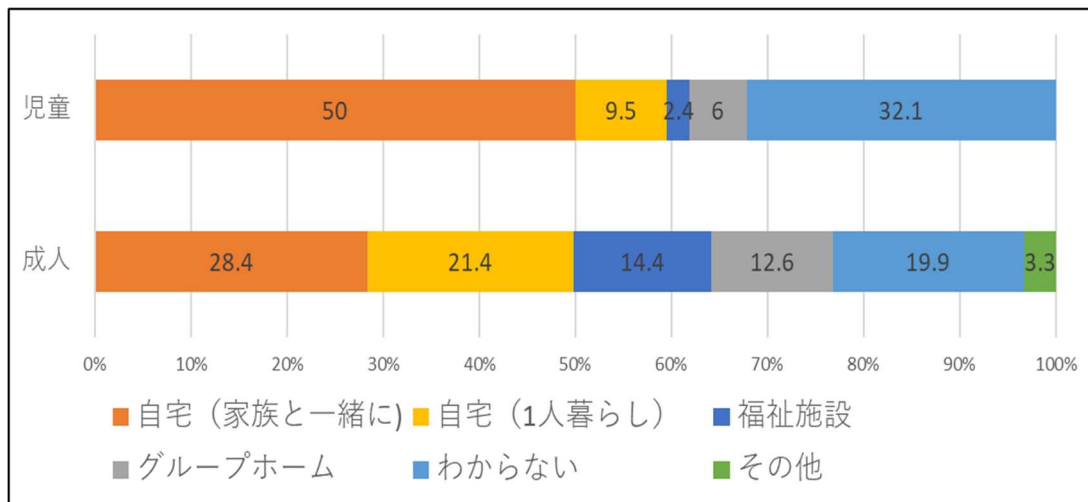
◆問10 障害福祉サービスを利用する上で困ることは何ですか。（複数回答）



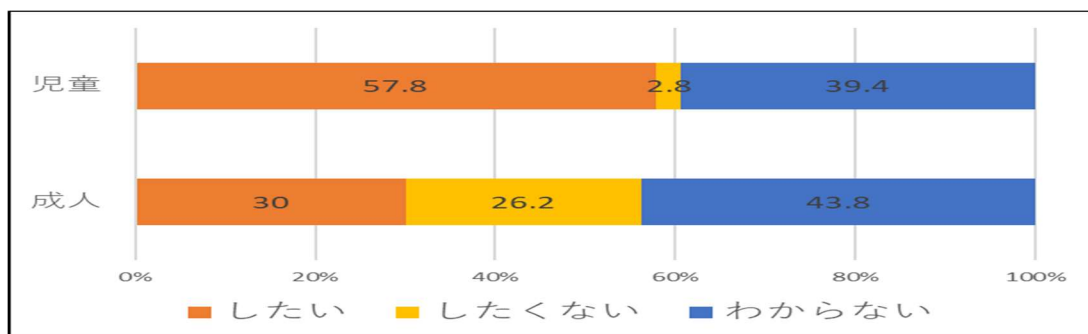
◆問1 1 【18歳未満の方・保護者の方】 障害児やその親への支援について不足していると思うことは何ですか。（複数回答）



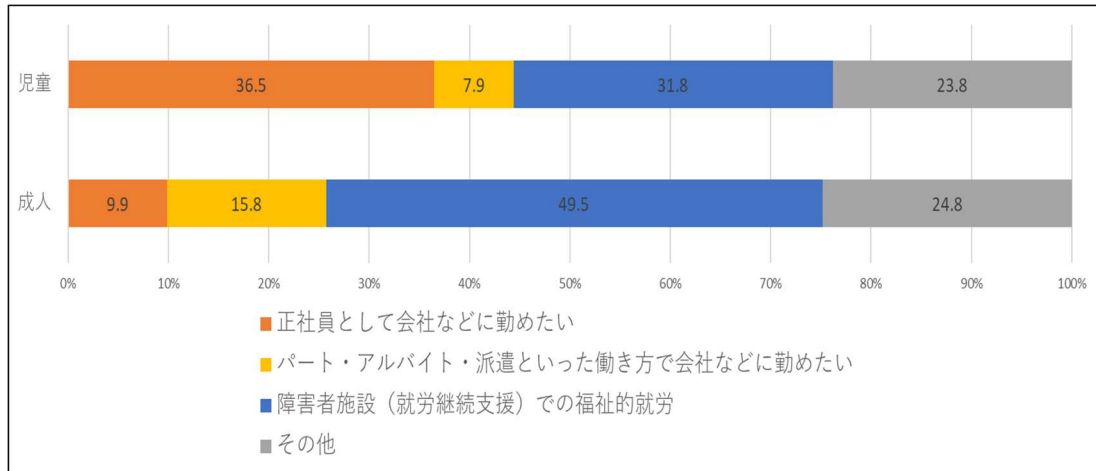
◆問1 2 将来どのような暮らしをしたいですか。



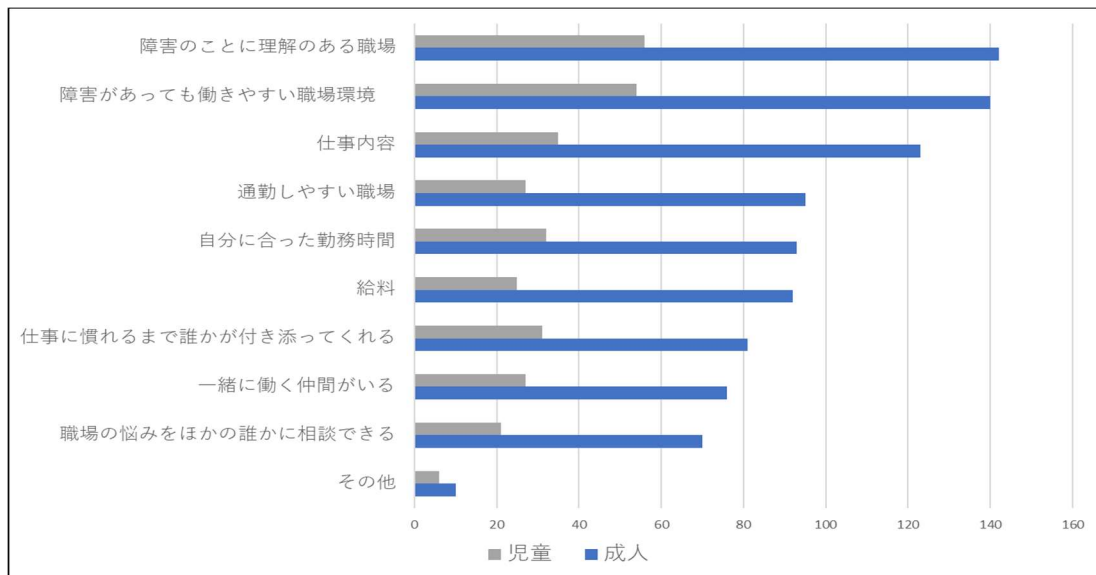
◆問1 3 【現在仕事をしていない方】 今後、通勤や職場環境など条件が整えば仕事をしたいですか。



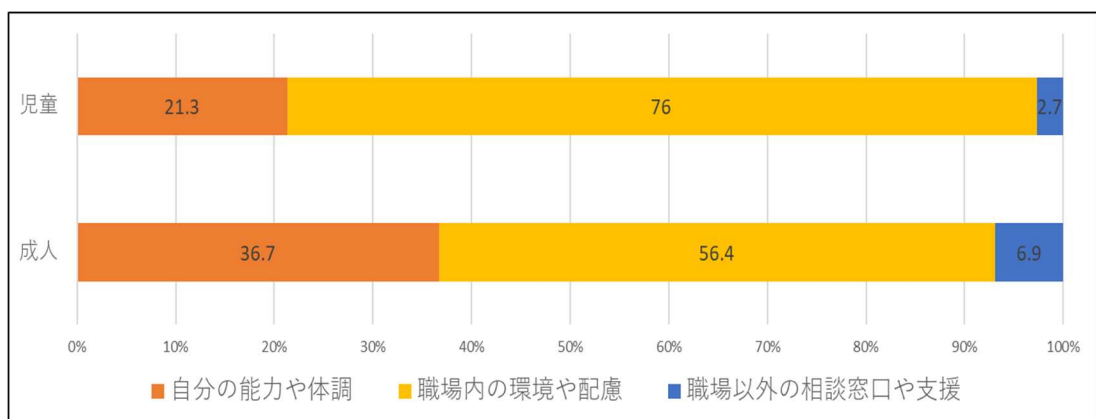
◆問14 【現在仕事をしていない方】仕事をするとしたらどのような形を希望しますか。



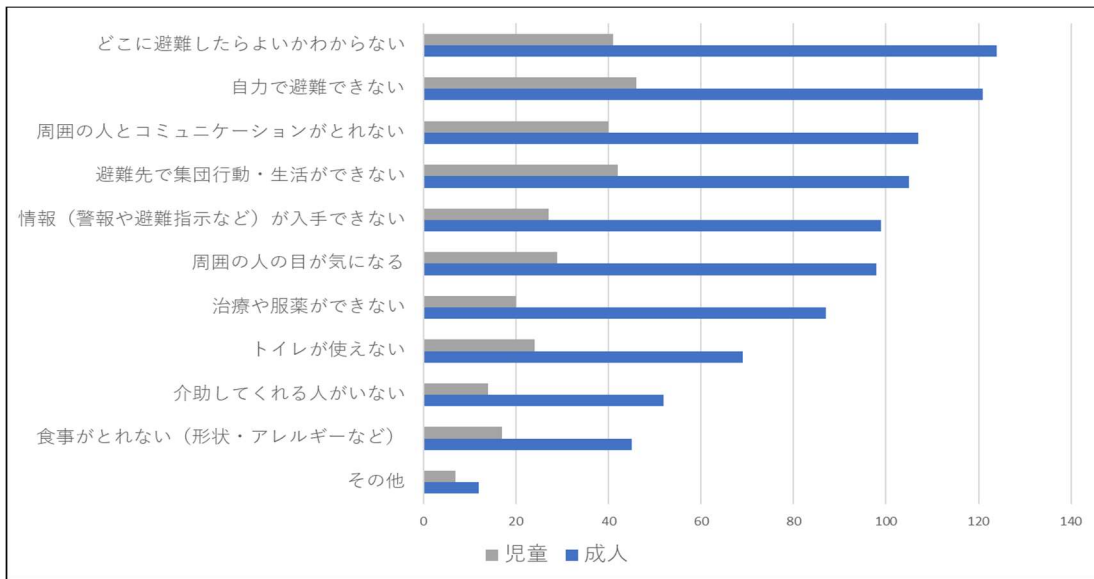
◆問15 仕事を選ぶ上で重視することは何ですか。



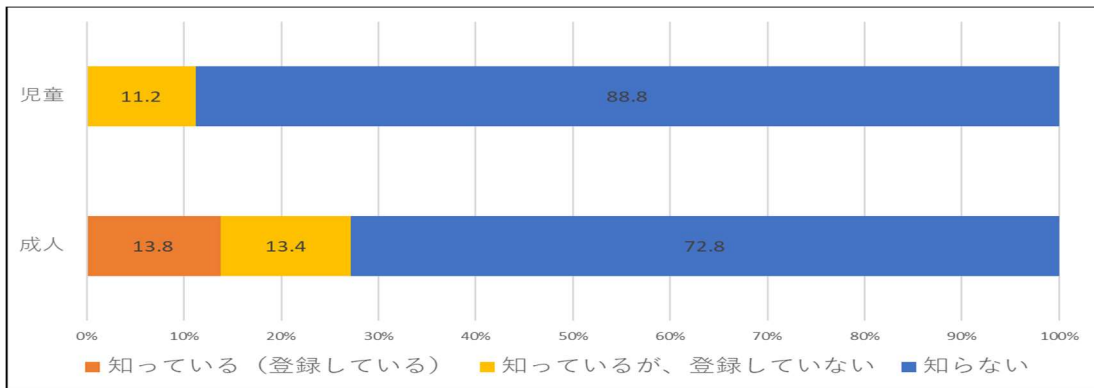
◆問16 仕事をするために一番大事なことは何だと思いますか。



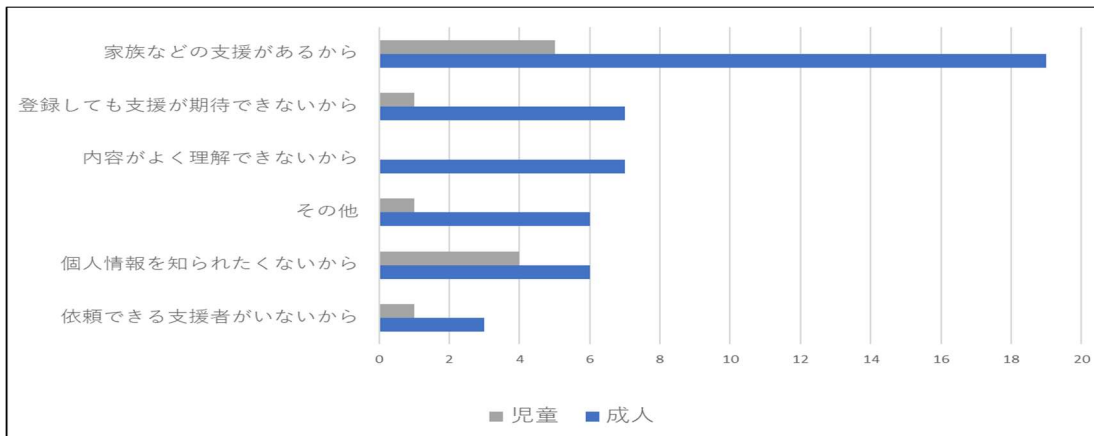
◆問17 あなたが災害時に困ると思われることは何ですか。(複数回答)



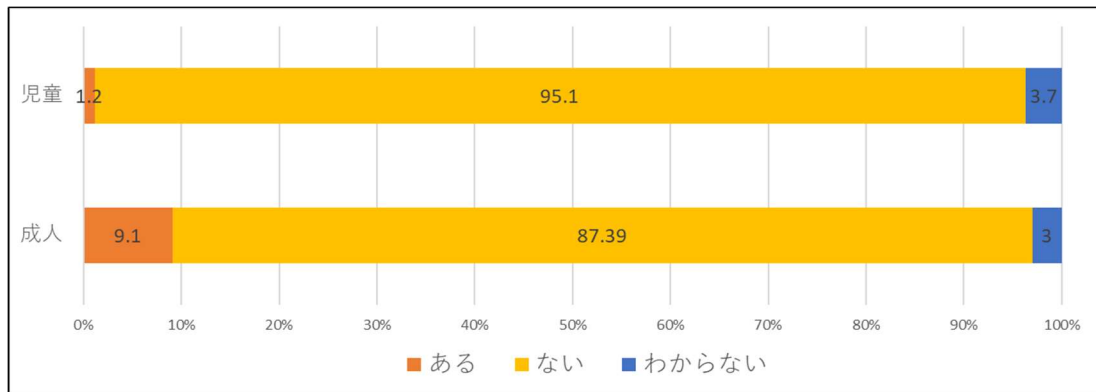
◆問18 災害時に自力で避難できない人に、近隣住民等による安否確認や避難支援を確保するため、民生委員を通じて市に登録できる「あったかカード」を知っていますか。



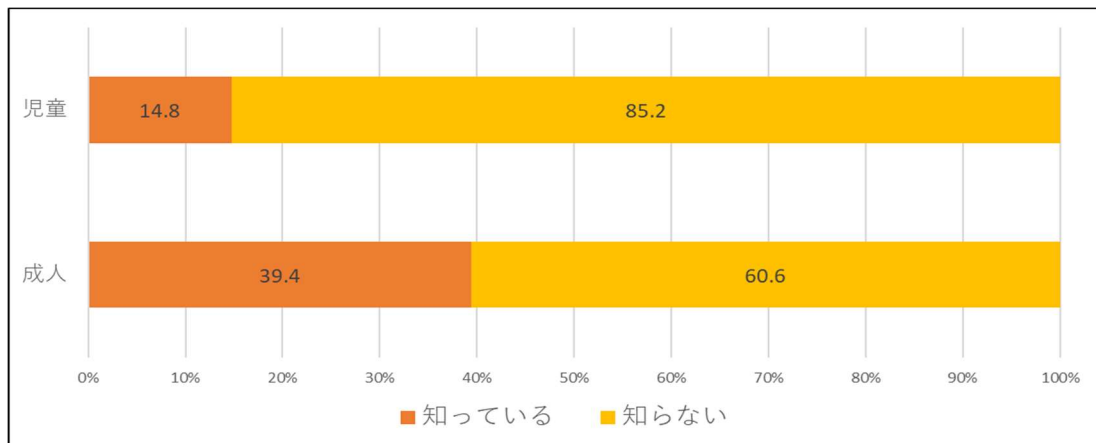
◆問19 問18で「知っているが、登録していない」理由は何ですか。



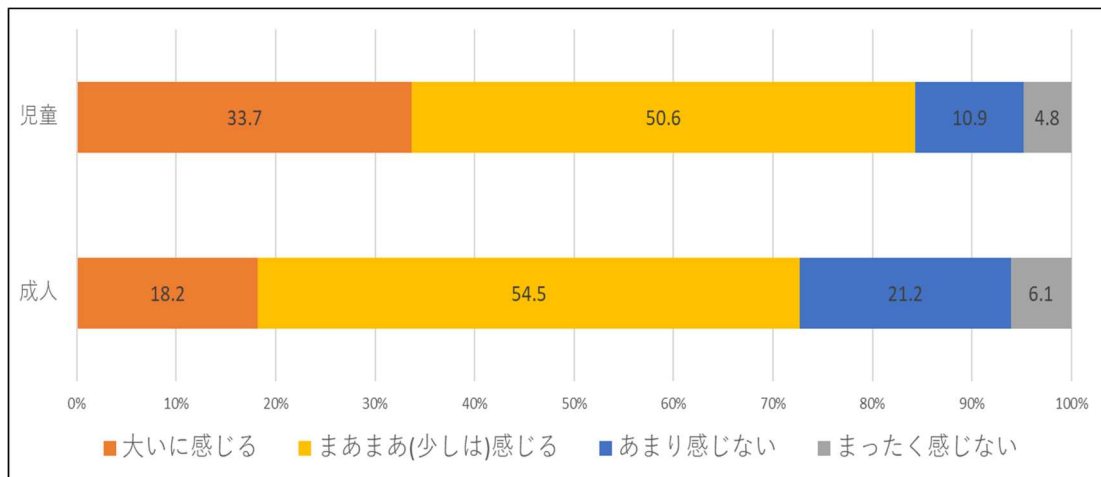
◆問20 消費者トラブル（悪質商法、振込め詐欺等）に巻き込まれたことがありますか。



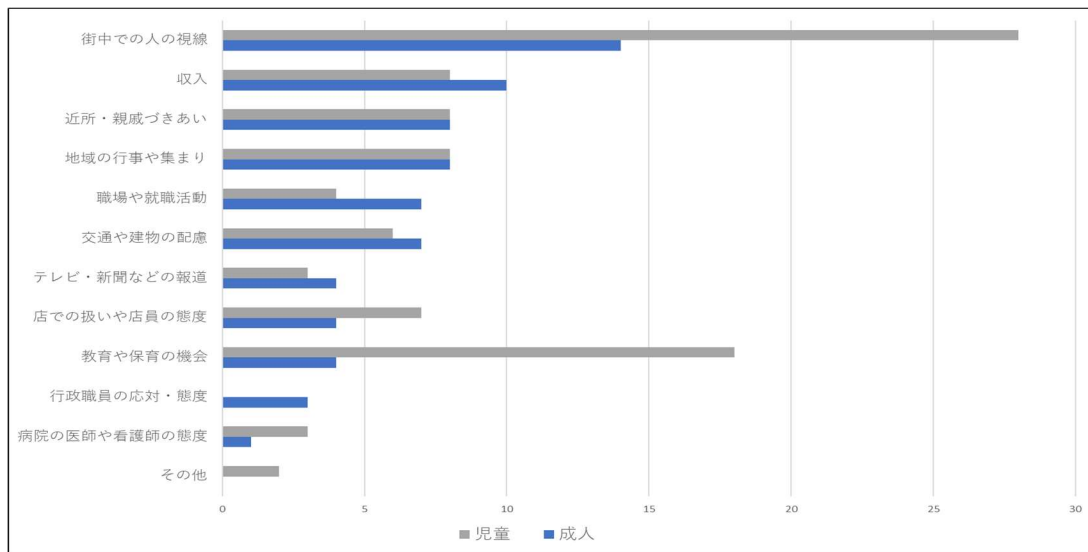
◆問21 障害者差別解消法には合理的配慮をしないことを差別と規定していることを知っていますか。



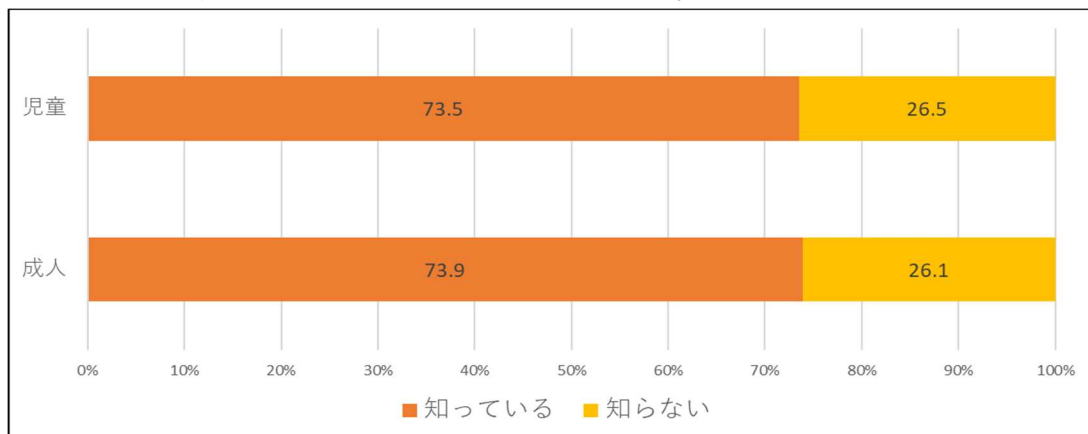
◆問22 ふだんの暮らしの中で、障がいのある人への差別や偏見があると感じますか。



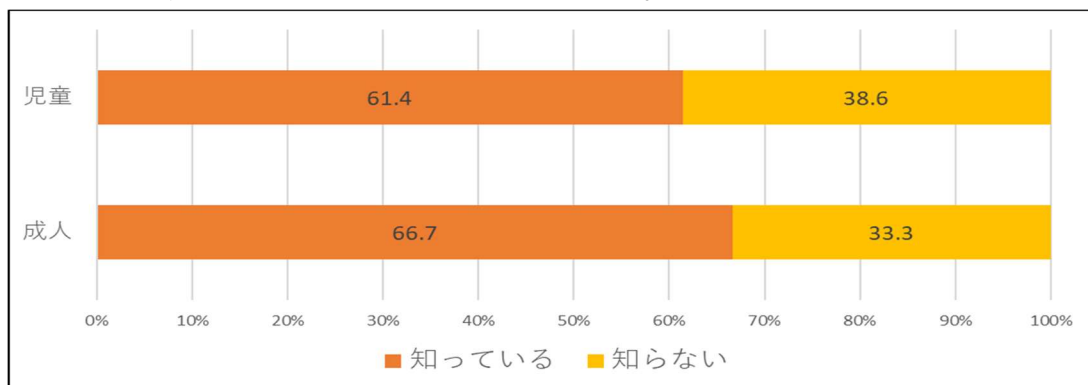
◆問23 問22で「大いに感じる」「まあまあ感じる」方はどのような機会や場所で感じますか？（複数回答）



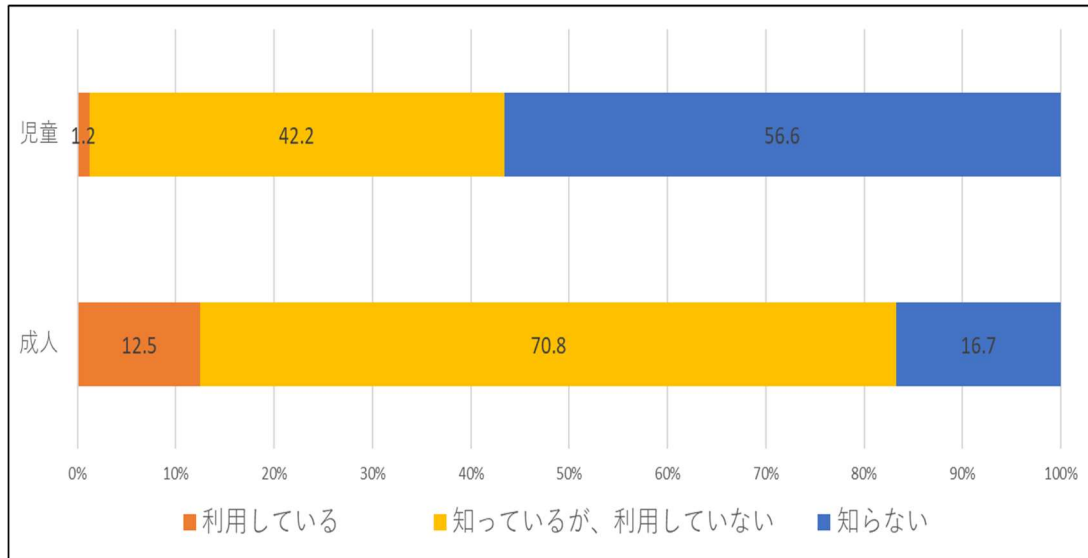
◆問24 障害者への虐待（身体的、性的、心理的、放棄・放任、経済的）が権利侵害にあたることを知っていますか。



◆問25 家庭や施設、職場での障害者への虐待を発見した場合、市や県に通報する義務があることを知っていますか。



◆問26 成年後見制度を知っていますか。または、利用していますか。



◆問27 その他、障害者、障害児の福祉サービス全般へのご意見や感じていることなどありましたらご記入ください。

●全108件（成人76、児童32）のご意見をいただき、次のような内容に分類しました。

○支援制度・サービスやその情報提供・相談の充実 41件（成人22、児童19）
「保健師に相談したことで児童発達支援（療育）について知ることが出来てよかった」
「「あったかカード」で把握している障害児者にサービスなどの情報を提供して欲しい」
「親の情報交換の場を多く設けてほしい」

○市の手続き・窓口対応 15件（成人9、児童6）
「手続きの書類をもう少し簡素化して欲しい」「マイナンバーで障害手帳や手続きが活用をしてほしい」「行政の方々の障害者への思いやりの配慮の無さを感じる」

○雇用・就労、活躍や居場所、地域の関わり 14件（成人11、児童3）
「障害児が安心していける公園やお店があるといい」「障害者雇用の会社が多くあってほしい」
「バリアフリーのトイレ、利用できるお店、介護タクシーの情報のガイドブックがあったらよい」
「工賃が最低賃金に見合うくらいの収入になってほしい」

○差別解消・理解促進 14件（成人9、児童5）
「障がいのある方への理解がまだまだ足りないと感じる」
「障害者に対しての地域の目が冷たい感じが強い」

○手当・助成・年金・医療費無料化など経済的支援 12件（成人11、児童1）
「受診控えせず、病状の重症化を防ぐためにも医療費の窓口無料に戻してほしい」
「給付金を課税・非課税関係なく、すべての人に平等に支給して欲しい」
「年金だけで入所して生活できればよい」

○障害者の生きづらさや将来の不安 11件（成人8、児童3）
「障害福祉サービスを利用しているが障害児者の現実は厳しく、将来の事を考えると不安しかない」「今まで通りの生活が出来ればよい」「親の亡くなった後の生活の場が不安」

○虐待防止・権利擁護 5件（成人5、児童0）
「就労事業について合理的配慮など適切に運営されているか定期的に巡回したほうが良い」
「365日、24時間、心配と不安の気持ちでなかで、障害児の世話、親の介護の一人で行っており、周りからは「やって当たり前」、「精一杯やってない」と言われ周りの理解の無さに言葉もありません」

○防災 2件（成人1、児童1）
「災害時の避難場所を体育館ではなく福祉施設に直接行けるようにしていただきたい」

○福祉・保健・教育の専門性向上 2件（成人1、児童1）
「職場の人が障害に対する知識がたりない」

「周囲の人の目が気になったり、障害者の特性に配慮した救援物資があるか気になります」

○その他（調査票自体へのご意見含む。） 15件（成人12、児童3）

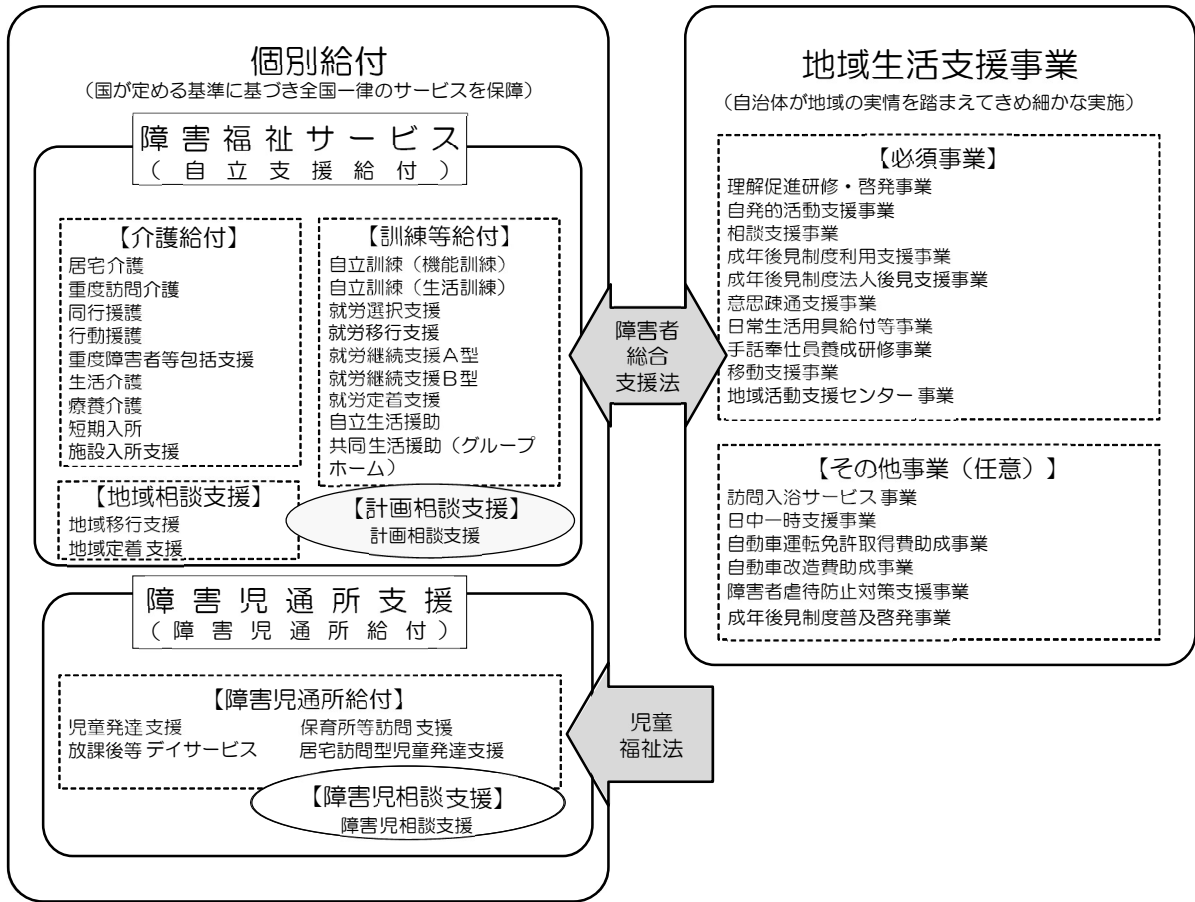
2 南アルプス市障害者自立支援協議会障害福祉計画部会 名簿

氏名	所属等	備考
秋山 雅美	ケアセンターまた明日・地域生活支援拠点運営会議会長	
前田 僚子	コロボックルの家	
前嶋 花織	株式会社やさしい手甲府 南アルプス事業所	
八巻 光太郎	社会福祉法人さかき会 みらいコンパニー	
和泉 和仁	特定医療法人 南山会 きづな	部会長
飯室 正明	山梨県相談支援体制整備事業 中北圏域マネージャー	
斉藤 真由美	南アルプス市障害者相談支援センター	
森本 春輝	南アルプス市障害者相談支援センター	
小林 智奈美	南アルプス市保健福祉部福祉総合相談課	
小田切 めぐみ	南アルプス市保健福祉部こども家庭相談課	

3 計画の策定経過

令和5年 6月 8日 障害者自立支援協議会 定例会（部会設立の承認）
 7月28日 障害者自立支援協議会 障害福祉計画部会①（初会合）
 8月28日 障害者自立支援協議会 障害福祉計画部会②
 9月27日 障害者自立支援協議会 障害福祉計画部会③
 10月25日 障害者自立支援協議会 障害福祉計画部会④
 11月30日 障害者自立支援協議会 定例会
 12月21日 障害者施策推進協議会
 令和6年 1月 5日～2月 5日 パブリックコメント実施

4 障害者総合支援法等に基づく福祉サービス体系（図）



- ・名称等は令和6年3月現在のものです。
- ・地域生活支援事業については、南アルプス市で実施済み又は今後実施を見込む事業のみ掲載しています。

南アルプス市

第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画

令和6年3月発行

発行／南アルプス市 保健福祉部 障がい福祉課

〒400-0395 山梨県南アルプス市小笠原376

電話 055-282-6197（直通） ／ FAX 055-282-6095

